

第三十八回国会 建設委員会農林水産委員会連合審査会議録 第一号

昭和三十六年五月十六日(火曜日)

午後一時五十分開議

出席委員

建設委員会

委員長 加藤 高藏君

理事 木村 守江君 理事 佐藤虎次郎君

理事 薩摩 雄次君 理事 瀬戸山三男君

理事 松澤 雄藏君 理事 石川 次夫君

理事 中島 巖君 理事 山中 露史君

綾部健太郎君 大倉 三郎君

大沢 雄一君 金丸 信君

二階堂 進君 丹羽喬四郎君

前田 義雄君 松田 鐵藏君

山口 好一君 岡本 隆一君

兒玉 末男君 日野 吉夫君

三宅 正一君 田中幾三郎君

農林水産委員会

委員長 坂田 義一君

理事 秋山 利恭君 理事 小山 長規君

理事 石田 有全君 理事 芳賀 貢君

飯塚 定輔君 寺島隆太郎君

内藤 隆君 藤山 義光君

木名 武君 森田重次郎君

八木 徹雄君 足鹿 覺君

片島 港君 北山 愛郎君

東海林 稔君 中澤 茂一君

橋崎弥之助君 西村 関一君

山田 長司君 玉置 一徳君

出席國務大臣

建設 大臣 中村 梅吉君

出席政府委員

農林政務次官 八田 貞義君

通商産業事務官 大堀 弘君

(公益事業局長)

建設政務次官 田村 元君

建設事務官 關盛 吉雄君

(計画局長)

委員外の出席者

農林事務官 富谷 彰介君

(農地局参事官)

専門員 岩隈 博君

専門員 山口 乾治君

本日のお話に付した案件

公共用地の取得に関する特別措置法

案(内閣提出第一七九号)

〔加藤建設委員長、委員長席に着く〕

○加藤委員長 これより建設委員会、

農林水産委員会連合審査会を開会いた

します。

案件を所管しております委員会の委

員長であります私が委員長職務を行

ないます。

公共用地の取得に関する特別措置法

案を議題とし、審査を行ないます。

公共用地の取得に関する特別措

置法案

公共用地の取得に関する特別

措置法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 特定公共事業の認定(第

三条―第十一條)

第三章 土地の収用又は使用に關

する特則

第一節 事業の認定(第十二

条・第十三条)

第二節 土地収用法の公告(第十

四條―第十六條)

第三節 裁決及び損失の補償

(第十七條―第三十八

条・第十三条)

第二節 土地収用法の公告(第十

四條―第十六條)

第三節 裁決及び損失の補償

(第十七條―第三十八

条)

第四節 土地収用法による事業

の認定を受けている事

業及び都市計画事業

(第三十九條・第四十

條)

第四章 雑則(第四十一條―第五

十條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、土地等を収用

し、又は使用することができする事

業のうち、公共の利害に特に重大

な関係があり、かつ、緊急に施行

することを要する事業に必要な土

地等の取得に關し、土地収用法

(昭和二十六年法律第二百十九号)

の特例等について規定し、これら

の事業の円滑な遂行と土地等の取

得に伴う損失の適正な補償の確保

を図ることを目的とする。

(特定公共事業)

第二条 この法律において「特定公

共事業」とは、土地収用法第三条

各号の一に該当するものに關する

事業又は都市計画法(大正八年法

律第三十六号)第十六條第一項に

る事業で、起業者が第七條(第四

十五條)において準用する場合を含

む)の規定による建設大臣の認定

を受けたものをいう。

一 高速自動車国道若しくは一級

国道又は二級国道のうち政令で

定める主要な区間

二 日本国有鉄道が設置する幹線

鉄道のうち政令で定める主要な

区間

三 第一種空港

四 都の特別区の存する区域又は

人口五十万以上の市の区域にお

ける交通の混雑を緩和するため

整備することを要する道路、駅

前広場、鉄道又は軌道で政令で

定める主要なもの

五 公衆電気通信役務に対する需

要の急激な増加に対応するため

整備することを要する電話施設

のうち、都の特別区の存する区

域若しくは人口五十万以上の市

の区域に設置する政令で定める

主要な施設又は政令で定める主

要な市外通話幹線の中継施設

六 河川法(明治二十九年法律第

七十一号)が適用される河川若

しくはその河川に設置する政令

で定める主要な治水施設又は広

域的な用水対策を緊急に講ずる

必要のある地域に給水するため

設置する政令で定める大規模な

利水施設

百四十一号)の規定によりその

例によるものとされた旧公益事

業令(昭和二十五年政令第三百

四十三号)による電気事業の用

に供する発電施設又は送電変電

施設で政令で定める主要なもの

八 前各号の一に掲げるものに關

する事業のために欠くことがで

きない通路、橋、鉄道、軌道、

索道、電線路、水路、池井、土

石の捨場、材料の置場、職務上

常駐を必要とする職員詰所又は

は宿舍その他の施設

第二章 特定公共事業の認定

(事業の説明等)

第三条 起業者は、特定公共事業の

認定を受けようとするときは、あ

らかじめ、事業の目的及び内容並

びに事業を緊急に施行することを

要する理由について、事業を施行

しようとする土地が所在する都道

府県の知事及び市町村(都の特別

区の存する区域にあつては、特別

区)の長並びにその土地及びその

附近地の住民に説明し、これらの

者から意見を聴取する等の措置を

講ずることにより、事業の施行に

ついてこれらの者の協力が得られ

るよう努めなければならない。こ

の場合において、住民に対する説

明及びその意見の聴取について

は、少なくとも建設省令で定める

程度の措置を講じなければならない。

の特別区の存する区域にあつては、特別区長は、前項の起業者に対し、事業の用に供する土地の取得について協力しなければならぬ。

(特定公共事業の認定の申請)

第四条 起業者は、特定公共事業の認定を受けようとするときは、建設省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した特定公共事業認定申請書を建設大臣に提出しなければならない。

一 起業者の名称

二 事業の種類

三 起業者

四 特定公共事業の認定を申請する理由

2 前項の申請書には、建設省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一 事業計画書

二 起業者及び事業計画を表示する図面

三 起業者内に土地収用法第四条に規定する土地があるときは、その土地に関する調査、図面及び当該土地の管理者の意見書

四 起業者内に土地の利用について法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の意見書

五 事業の施行に関して行政機関の免許、許可又は認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があつたことを証明する書類又は当該行政機関の意見書

六 前条第一項の規定により請じ

た措置の経過説明書

3 前項第三号から第五号までに掲げる意見書は、起業者が意見を求めた日から三週間を経過してもこれを取得することができなかったときは、添附することがを要しない。この場合においては、意見書を得ることができなかった事情を疎明する書面を添附しなければならない。

(手数料)

第五条 前条第一項の規定によつて特定公共事業の認定を申請する者は、二万円をこえない範囲内において政令で定める額の手数料を國に納めなければならない。ただし、これらの者が國又は都道府県であるときは、この限りでない。

(特定公共事業認定申請書の欠陥の補正及び却下)

第六条 第四条の規定による特定公共事業認定申請書及びその添附書類が同条又は同条に基づく建設省令に規定する方式を欠くときは、建設大臣は、相当な期間を定め、その欠陥を補正させなければならない。前条の規定による手数料を納めないときも、同様とする。

2 起業者が前項の規定により欠陥の補正を命ぜられたにもかかわらず、その定められた期間内に欠陥の補正をしないときは、建設大臣は、特定公共事業認定申請書を却下しなければならない。

(特定公共事業の認定の要件)

第七条 建設大臣は、申請に係る事業が次の各号のすべてに該当するときは、公共用地審議会の議を経

て、特定公共事業の認定をすることができ、

一 事業が土地収用法第三条各号の一に該当するものに關する事業又は都市計画法第十六条第一項に規定する都市計画事業のうち、第二号各号の一に該当するものに關するものであること。

二 起業者が当該事業を遂行する充分な意思と能力を有する者であること。

三 事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること。

四 事業が公共の利害に特に重大な關係があり、かつ、緊急に施行することを要するものであること。

(特定公共事業の認定の手續)

第八条 土地収用法第二十一条から第二十五条までの規定は、特定公共事業の認定を行なう場合に準用する。この場合において、同法第二十一条第一項中「第十八条第三項」とあるのは「公共用地の取得に關する特別措置法第四条第三項」と、同法第二十四条第一項中「第二十條」とあるのは「公共用地の取得に關する特別措置法第七条」と読み替へるものとする。

(特定公共事業認定申請書の縦覧)

第九条 市町村長(土地収用法第四十条の規定が適用される場合においては、各場合に應じて、それぞれ、特別区長、市の区長又は町村組合の管理者。以下この条及び第十八条において同じ。)が前条において準用する同法第二十四条第一項の書類を受け取つた日から二

週間を経過しても、前条において準用する同法第二十四条第二項の規定による手續を行なわないうときは、起業者の申請により、当該市町村長に代つてその手續を行なうことができる。

2 前項の規定により、都道府県知事が市町村長に代つて手續を行なおうとするときは、あらかじめ、その旨を当該市町村長に通知しなければならない。

3 前項の規定による都道府県知事の通知を受けた後においては、市町村長は、当該事件につき、前条において準用する土地収用法第二十四条第二項の規定による手續を行なうことができない。

(特定公共事業の認定の告示)

第十条 建設大臣は、第七条の規定によつて特定公共事業の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を起業者に文書で通知するとともに、起業者の名称、事業の種類及び起業者を官報で告示しなければならない。

2 建設大臣は、前項の規定による告示をしたときは、直ちに、關係都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

3 特定公共事業の認定は、第一項の規定による告示があつた日から、その効力を生ずる。

(特定公共事業の認定の拒否の通知)

第十一条 建設大臣は、特定公共事業の認定を拒否したときは、遅滞なく、その旨を起業者に文書で通知しなければならない。

第三章 土地の収用又は使用に關する特別

第一節 事業の認定

(特定公共事業の認定と事業の認定との關係)

第十二条 特定公共事業の用に供する土地の収用又は使用については、特定公共事業の認定又は第十条第一項の規定による告示があつたときは、それぞれ、土地収用法第二十条の規定による事業の認定又は同法第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつたものとみなす。

2 前項の規定によりあつたものとみなされた土地収用法第二十条の規定による事業の認定が、同法第二十九条又は第三十条第四項の規定によりその効力を失つたときは、特定公共事業の認定も、将来に向かつて、その効力を失う。

(事業の認定の失効)

第十三条 特定公共事業については、土地収用法第二十九条中「三年」とあるのは、「二年」とする。

第二節 土地細目の公告(あつせん継続中の土地細目の公告の申請)

第十四条 特定公共事業については、土地収用法第三十一条第二項の規定は、第十二条第一項の規定によりあつたものとみなされた同法第二十条の規定による事業の認定が同法第二十九条の規定によりその効力を失う前二週間においては、適用しない。

(土地調査及び物件調査の作成)

第十五条 特定公共事業の起業者は、土地所有者、關係人その他の

者が正当な理由がないのに土地収用法第三十五条第一項の規定による同法第三十六条第一項に規定する土地調書又は物件調書の作成のための立入りを拒み、又は妨げたため、同法第三十五条第一項の規定による測量又は調査をすることが著しく困難であるときは、他の方法により知ることができる程度でこれらの調書を作成すれば足りるものとする。この場合においては、調書にその旨を附記しなければならない。

(土地細目の公告の失効等)

第十六条 特定公共事業については、土地収用法第三十九条、第四十一条及び第百六条第一項中「二年」とあるのは、「六月」とする。

第三節 裁決及び損失の補償

(裁決申請書)

第十七条 第十五条に規定する場合においては、土地収用法第四十二条第一項第二号の書類に記載すべき同号に掲げる事項のうち、収用し、又は使用しようとする土地の面積以外の事項については、同法第三十五条第一項の規定による方法以外の方法により知ることができる程度で記載すれば足りるものとする。この場合においては、その書類にその旨を附記しなければならない。

(裁決申請書の縦覧)

第十八条 第九条の規定は、市町村長が特定公共事業に係る土地収用法第四十四条第一項の書類を受け取つた日から二週間を経過しても

同条第二項の規定による手続を行なわない場合に準用する。この場合においては、同条第一項中「起業地」とあるのは、「裁決の申請に係る土地」と読み替えるものとする。

2 都道府県知事は、収用委員会に對して前項の規定により土地収用法第四十四条第二項の規定による公衆の縦覧に供しなければならない書類の送付を求めることができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定により土地収用法第四十四条第二項の規定による公告をしたときは、遅滞なく、公告の日を収用委員会に通知しなければならない。

(却下の裁決)

第十九条 特定公共事業については、土地収用法第四十七条第二号中「第十八条第二項第一号」とあるのは、「公共用地の取得に関する特別措置法第四十二条第一号」とし、「事業認定申請書」とあるのは、「特定公共事業認定申請書」とする。

(緊急裁決)

第二十条 収用委員会は、特定公共事業に係る収用又は使用の裁決が遅延することによつて事業の施行に支障を及ぼすおそれがある場合において、起業者の申立てがあつたときは、土地収用法第四十八条第一項各号に掲げる事項のうち、損失の補償に関するものでまだ整理を尽くしていないものがある場合において、同項の規定による裁決をすることができる。

2 前項の規定による申立ては、建設省令で定める様式に従い、書面

でしなければならない。

3 第一項の規定による申立てがあつたときは、収用委員会は、その旨を土地所有者及び関係人に通知しなければならない。

第二十一条 前条第一項の裁決（以下「緊急裁決」という。）においては、土地収用法第四十八条第一項各号に掲げる事項のうち、損失の補償に関するものについては、裁決の時までに収用委員会の審理に現われた意見書、鑑定の結果その他の資料に基づいて判断することができるときは、裁決すれば足りるものとする。ただし、損失の補償をすべきものと認められるにもかかわらず、補償の方法又は金額について審理を尽くしていないものについては、概算見積りによる仮補償金を定めなければならない。

2 前項ただし書に規定するもののほか、なお審理を要すると認める事項については、裁決書の理由において、その旨を記載しなければならない。

(物件の収用請求権)

第二十二条 第二十条第一項の規定による申立てに係る土地にある物件の所有者は、その物件の収用を請求することができる。

(仮住居による補償)

第二十三条 第二十条第一項の規定による申立てに係る土地に現に居住の用に供している建物がある場合において、その建物の居住者が仮住居を必要とするときは、仮住居に要する費用に充てるべき補償金に代えて、起業者が仮住居を提

供することができる。

2 収用委員会は、前項の規定による要求が相当であると認めるときは、仮住居の位置、構造、規模、提供期間その他必要な事項を定めて裁決することができる。

(前二条の請求又は要求の期限)

第二十四条 収用委員会は、前二条の規定により請求又は要求することのできる者に対し第二十条第三項の規定による通知をするときは、あわせて土地収用法第六十五条第一項第一号の規定に基づき、それらの請求又は要求について一定の期限までに意見書を提出すべき旨を命じなければならない。この場合においては、その期限は、通知の到達した日から一週間を経過した日以後でなければならない。

(緊急裁決前の措置)

第二十五条 収用委員会は、緊急裁決をしようとするときは、あらかじめ、収用後又は使用後においても補償金額を適正に算定することができるよう、土地及び物件の状況について必要な調査をしておかなければならない。ただし、土地所有者、関係人その他の者が正当な理由がないのにその調査を拒み、又は妨げたときは、この限りでない。

(担保の提供)

第二十六条 収用委員会は、緊急裁決をする場合において、損失の補償の義務の履行を確保するため必要があると認めるときは、起業者が担保を提供しなければならぬ旨の裁決をすることができる。

2 土地収用法第八十三条第四項から第七項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「工事を完了」とあるのは、「損失の補償の義務を履行」とし、同条第五項中「耕地の造成による損失の補償の義務」とあるのは、「損失の補償の義務」と読み替えるものとする。

(仮補償金の払渡し等)

第二十七条 第二十一条第一項ただし書の規定による仮補償金は、土地収用法第九十五条第一項及び第二項（第三号を除く）、第九十九条第三項及び第四項、第百条並びに第百四条の規定の適用については、同法第四十八条第一項の規定による裁決に係る補償金とみなす。

(担保の供託)

第二十八条 緊急裁決があつた場合においては、土地収用法第九十六条中「第八十四条第三項」とあるのは、「第八十四条第三項及び公共用地の取得に関する特別措置法第二十六条第二項」とする。

(仮住居の提供)

第二十九条 起業者は、第二十三条第二項の規定に基づく仮住居の提供を裁決で定められた提供期間の始期までにしなければならない。

2 起業者は、第二十三条第二項の規定に基づく仮住居の提供を受けるべき者が仮住居への入居を拒んだときは、建設省令で定めるところにより、その仮住居が裁決で定められた条件に適合し、かつ、相当なものであることについて収用

委員会の確認を受けなければならない。

3 起業者から裁決で定められた提供期間の始期までに仮住居の提供を受けなかつた者又は仮住居への入居を拒んだ者が居住の用に供している建物については、それぞれ、その提供を受けるまで又は前項の確認があるまでは、土地収用法第九十八条の規定は、適用しない。

(補償裁決)

第三十条 収用委員会は、損失の補償に関する事項で緊急裁決の時までに整理を尽くさなかつたものについては、なお引き続き整理し、遅滞なく裁決しなければならぬ。

2 前項の規定による裁決(以下「補償裁決」という。)に関しては、この法律に特別の定めのあるものを除き、土地収用法中同法第四十八条第一項の規定による裁決に関する規定の適用があるものとする。ただし、同法第七章の規定は、補償裁決のうち、その裁決で認められた同法第七十六条第一項又は第八十一条第一項の規定による請求に基づく収用に係る部分に關してのみ適用があるものとする。

(残地収用等の場合における補償額算定の時期)

第三十一条 補償裁決において土地収用法第七十六条第一項又は第八十一条第一項の規定による請求を認める場合における土地所有者及び関係人の損失(同条第三項第三号に規定する損失を含む。)は、その裁決の時の価格によつて算定

して補償しなければならない。(土地収用法第四十条の規定による権利者がある場合の替地等の要求)

第三十二条 土地所有者又は関係人は、仮補償金に対し土地収用法第四十条の規定による権利を有する者がある場合においては、その権利を有する者の同意を得て、建設省令で定めるところによりその旨を収用委員会に届け出なければ、補償金の全部又は一部に代えて替地の提供、工事の代行その給付をすべき旨の要求をすることができない。

(清算)

第三十三条 補償裁決で定められた補償金額と緊急裁決で定められた仮補償金の額との差額があるとき、及び補償裁決により補償金の全部又は一部に代えて替地の提供、工事の代行その他の給付をすべき旨が定められたときは、起業者及び土地所有者又は関係人は、金銭をもつて清算しなければならない。

2 起業者又は土地所有者若しくは関係人は、補償裁決で定められた補償金額と緊急裁決で定められた仮補償金の額との差額につき、収用又は使用の時期から前項の規定による清算金の支払の期限(その差額のうち、補償金の全部又は一部に代えて、替地が提供されるべき部分についてはその提供の期限、替地以外の給付がされるべき部分については補償裁決の時)までの期間について、年六分の利率により算定した利息を支払わな

なければならない。

(補償裁決で定める事項)

第三十四条 補償裁決においては、第三十条第二項ただし書に規定するものを除き、前条の規定による清算金及び利息の額並びに裁決に基づく起業者、土地所有者又は関係人の義務を履行すべき期限を定めなければならない。

2 補償裁決においては、起業者が裁決に基づく義務の履行を怠つた場合に支払うべき過怠金を定めることができる。

(物上代位)

第三十五条 先取特権、質権又は低当権の目的物が収用され、又は使用された場合において、補償裁決で定められた補償金額が緊急裁決で定められた仮補償金の額をこえるときは、これらの権利は、第三十三条第一項の規定による清算金に對しても行なうことができる。ただし、その払渡し前に差押えをしなければならない。

(同時履行)

第三十六条 起業者が補償金の全部又は一部に代えて替地の提供、工事の代行その他の給付をすべき場合において、土地所有者又は関係人が第三十三条の規定により支払うべき清算金及び利息があるときは、起業者又は土地所有者若しくは関係人は、相手方がその義務を履行するまでは、自己の義務の履行を拒むことができる。

(強制執行)

第三十七条 補償裁決に対する土地収用法第三十三条第一項の規定による訴の提起がなかつたとき

は、その裁決は、第三十三条の規定による清算金及び利息又は第三十四条第二項の規定による過怠金を請求する権利の強制執行に關しては、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第五百五十九条第三号の規定による債務名義とみなす。

2 土地収用法第九十四条第十一項及び第十二項の規定は、前項の場合に準用する。

(建物による補償)

第三十八条 特定公共事業の用に供する土地にある建物の所有者は、その建物が収用される場合において、土地収用法第八十二条第一項の規定による要求をするときは、その建物に対する補償金の全部又は一部に代えて、その要求に基づいて提供される土地にある建物をもつて、損失を補償することを収用委員会に要求することができる。

2 特定公共事業の用に供する土地にある建物の賃借人(一時使用のため建物を賃借りし者を除く)は、その建物が収用されるときは、その建物の賃借権に対する補償金の全部又は一部に代えて建物の賃借権をもつて、損失を補償することを収用委員会に要求することができる。

3 前二項の規定による要求及びその要求に基づいて提供される建物又は建物の賃借権に關しては、土地収用法第八十二条第一項の規定による要求及びその要求に基づいて提供される同項に規定する替地の例による。

第四節 土地収用法による事業の認定を受け

市計画事業

(土地収用法による事業の認定を受けている事業及び都市計画事業)

第三十九条 土地収用法第二十条の規定による事業の認定を受けている事業又は都市計画法第十六条第一項に規定する都市計画事業に係る特定公共事業の認定については、第四十二条第三号から第五号まで及び第三項、第八号、第九号並びに第十二条の規定は、適用しない。

2 土地収用法第二十条の規定による事業の認定を受けている事業で特定公共事業の認定を受けたものについては、第十三条の規定にかかわらず、同法第二十九条中「第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から三年」とあるのは、「公共用地の取得に關する特別措置法第十条第一項の規定による特定公共事業の認定の告示があつた日から一年」とする。

3 前項に規定する事業については、土地収用法第二十条の規定による事業の認定が同法第二十九条又は第三十条第四項の規定によりその効力を失つたときは、特定公共事業の認定も、将来に向かつて、その効力を失う。

4 都市計画法第十六条第一項に規定する都市計画事業についてした特定公共事業の認定は、起業者が第十条第一項の規定による特定公

共事業の認定の告示があつた日から一年以内に土地収用法第三十一条の規定による土地細目の公告の申請をしないときは、期間満了の日の翌日から将来に向かつて、その効力を失う。

5 土地収用法第三十一条第二項の規定は、第二項に規定する事業については、同法第二十条の規定による事業の認定が同法第二十九条の規定によりその効力を失う前二週間、都市計画法第十六条第一項に規定する都市計画事業で特定公共事業の認定を受けたものについては、その認定が前項の規定によりその効力を失う前二週間においては、適用しない。

6 土地収用法第二十条の規定による事業の認定を受けている事業又は都市計画法第十六条第一項に規定する都市計画事業で、土地収用法第三十三条の規定による土地細目の公告がその効力を有する期間中に第十條第一項の規定による特定公共事業の認定の告示があつたものの当該土地細目の公告に關しては、第十六條の規定にかかわらず、同法第三十九條、第四十一條及び第百十六條第一項中「一年」とあるのは、「一年以内で公共用地の取得に關する特別措置法第十條第一項の規定による特定公共事業の認定の告示があつた日から六月」とする。

があつたものについては、同法第三十条の規定は、適用しない。

第四章 雑則

(土地収用法第百二十三條の規定の不適用)

第四十一條 特定公共事業については、土地収用法第百二十三條の規定は、適用しない。

(訴願及び訴訟)

第四十二條 第二十二條の規定による請求に係る裁決があつた場合における土地収用法第百二十九條第二項の規定の適用については、その裁決は、同法第七十八條の規定による請求に係る裁決とみなす。

2 緊急裁決のうち、仮補償金及び第二十一條第二項の規定により裁決書に記載された事項については、損失の補償に關する訴を提起することができない。

(期間の計算及び通知の方法)

第四十三條 土地収用法第百三十五條の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による期間の計算方法及び通知の方法について準用する。

(手続の承継等)

第四十四條 土地収用法第九條、第十條、第百二十七條及び第百三十三條の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による起業者並びに土地所有者及び関係人の権利義務及び手続その他の行為について準用する。

(権利、物件及び土石砂れきの収用又は使用に關する準用規定)

第四十五條 第二章、第三章(第三十一條を除く)、第四十一條、第四十二條及び前條の規定は、土地

収用法第五條に掲げる権利若しくは同法第六條に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、若しくは使用する場合は同法第七條に規定する土石砂れきを収用する場合に準用する。この場合において必要な技術的統替えは、政令で定める。

(現物給付)

第四十六條 特定公共事業に必要な土地等を提供する者がその対償として土地又は建物の提供、耕地又は宅地の造成その他金銭以外の方法による給付を要求した場合において、その要求が相当であると認められるときは、特定公共事業を施行する者は、事情の許す限り、その要求に応ずるよう努めなければならない。

(生活再建等のための措置)

第四十七條 特定公共事業に必要な土地等を提供することによつて生活の基礎を失ふこととなる者は、前條の規定による要求をする場合において必要があるとき、又はその受ける対償と相まつて実施されることを必要とする場合においては、生活再建又は環境整備のための措置で次の各号に掲げるものの実施のあつてを都道府県知事に申し出ることができ、

- 一 宅地、開発して農地とすることが適當な土地その他の土地の取得に關すること。
- 二 住宅、店舗その他の建物の取得に關すること。
- 三 職業の紹介、指導又は訓練に關すること。
- 四 他に適當な土地がなかつたた

め環境が著しく不良な土地に住居を移した場合における環境の整備に關すること。

2 前項の規定による申出は、政令で定めるところにより、書面で行ななければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による申出があつた場合において、その申出が相當であると認めるときは、関係行政機関、関係市町村長(都の特別区の存する区域にあつては、関係特別区長)、その申出をした者又はその代表者及び特定公共事業を施行する者と協議して、生活再建計画を作成するものとする。

4 特定公共事業を施行する者は、生活再建計画のうち、特定公共事業に必要な土地等を提供する者に對する對償となる事項を実施しなければならない。

5 国及び地方公共団体は、法令及び予算の範囲内において、事情の許す限り、生活再建計画の実施に努めなければならない。

(公共用地審議会)

第四十八條 特定公共事業の認定に關する事項を審議させるため、建設省の附屬機關として公共用地審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第四十九條 審議会は、委員七人以上で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣の承認を得て建設大臣が任命する。

3 委員の任期は、三年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

5 審議会に会長を置く。会長は、委員が互選する。

6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

(政令への委任)

第五十條 この法律に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項その他この法律の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(建設省設置法の一部改正)

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項の表中公共用地取得制度調査会の項を次のように改める。

公共用地審議会	公共用地の取得に關する特別措置法(昭和三十六年法律第号)に基づく特定公共事業の認定に關する事項を審議すること。
	公共用地の取得に關する特別措置法(昭和三十六年法律第号)に基づく特定公共事業の認定に關する事項を審議すること。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 公共用地審議会は、第十條第一項に規定する事項のほか、昭和三十七年三月三十一日までの間に限り、建設大臣の諮問に應じて公共用地の取得に伴う損失の補償の基準その他公共用地取得制度に關する重要事項を調査審議し、又は当該事項について建設大

臣に意見を述べることができ。

理由

特定公共事業に必要な土地等の取得に關し、土地収用法の特例、生活再建等のための措置その他必要な事項に關する規定を整備して、これらの事業の円滑な遂行と土地等の取得に伴う損失の適正な補償の確保を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○加藤委員長 まず、本案の趣旨につきまして説明を聴取いたします。

中村建設大臣。

○中村國務大臣 公共用地の取得に關する特別措置法案につきまして、その要旨を御説明申し上げます。

御承知の通り、狭隘な国土に多数の人口を擁してありますわが國の實情といたしましては、經濟の發展と國民生活の向上をはかるためには、この国土を最も合理的に利用することが必要でありまして、このため、公共事業あるいは公益事業を今後一そう推進することが要請されているところでございます。

政府といたしましては、この点にかんがみまして、公共投資の拡充強化を重視いたし、本年度の予算編成において所要の措置を講じている次第でございます。

しかしながら、公共事業及び公益事業の増大に伴ひまして、これらの事業に必要な用地も相当増加して参つてゐるのでありますが、これらの公共用地を取得することが次第に困難になつておりますため、事業の円滑な執行に

著しい支障を及ぼしている現状であります。

従いまして、公共用地の取得難につきましては、早急にこれに対する適切な措置を講ずる必要が痛感されることとございしますが、この問題は、私権の保護と公共目的の遂行との調整に關するもので、政府といたしましては、広く各方面の學識経験者の検討を経た上でその対策を樹立することが適当であると考えまして、昨年の七月、建設省に公共用地取得制度調査会を設置し、公共用地取得制度の改善について諮問いたしました次第であります。

公共用地取得制度調査会におきましては、昨年以来終始慎重かつ熱心な調査審議を重ね、本年三月一日付をもって答申が行なわれた次第であります。

政府といたしましては、この公共用地取得制度調査会の答申の趣旨を十分に尊重し、さしあたってその用地取得難を緊急に打開することを要する特に緊要な事業に限って土地収用法の特例等を設けることにより、これらの事業の円滑な執行とこれに伴う損失の適正な補償の確保をはかる方策について立法を進めまして、ここに、公共用地の取得に關する特別措置法案として御審議を願う運びとなつた次第であります。

次に本法案の要旨について御説明申し上げます。

まず第一に、この法律案により用地の取得について特別措置を適用すべきものとした対象事業の範囲につきましては、公共の利益となる事業のうち特に公共性及び緊急性の高い道路、鉄道、空港、通信、治水、利水、電力等

の重要事業について必要最小限度のものに法律に限定列挙し、さらにこれらのうちから個々の事業について具体的に建設大臣が特定公共事業として認定したもののについてのみ特別の措置を適用するものとしたております。なお、新たに建設省に公共用地審査会を設置し、建設大臣が特定公共事業の認定をする際にはその議を経なければならぬものといたしまして、特定公共事業の認定に慎重を期している次第であります。

第二に、これらの特定公共事業の円滑な執行をはかる措置を講ずることといたし、まず、その一として、事前の説明等を義務つけております。すなわち、特定公共事業となるべき事業の目的、内容及び緊急性についてあらかじめ地元住民等に対して説明し、またはこれらの者から意見を聴取する等の措置を講ずる義務を事業施行者に課することといたしております。

その二といたしまして、特定公共事業の収用手続が円滑に進む措置といたしまして、事業認定及び土地細目公告の有効期間の短縮、事業認定または裁決の申請書の縦覧を市町村長が怠つた場合の都道府県知事の代行規定、土地調査または物件調書を作成するための立ち入りを拒まれまたは妨げられた場合の特例等所要の措置を講ずることにしております。

その三として、緊急裁決の制度を新設いたしました。すなわち、収用委員会の裁決が遅延することによって事業の施行に支障を及ぼすことのないよう、そのおそれがあると認められるときには、損失の補償に關する事項でまだ審理が尽くされていないものがある

場合であつても、収用委員会が概算見積もりによる仮補償金を定めて緊急裁決をすることができるとして新設いたしました。これに伴ひまして、緊急裁決が行なわれる場合におきましては、収用委員会が収用後または使用後において必要の措置を講ずる義務、収用委員会が必要と認める場合には事業施行者が担保を提供する義務、緊急裁決の後確定補償額について裁決があり、かつ、差額が生じたときには利息を付して清算する制度等につきましてあわせてこれを規定し、被補償者の保護をはかる道と講じております。

第三に、特定公共事業に伴う損失の適正な補償を確保する措置を講ずることといたしております。

その一として、現物補償の裁決の規定等を整備いたし、現在土地収用法によつて認められてゐるかえ地の提供、宅地の造成等の現物補償のほか、建物の提供による補償の裁決ができる制度を新設いたしますとともに、緊急裁決が行なわれる場合におきましては、被補償者からの物件の逆収用の請求及び仮住居の提供の要求を認める制度を新たに設けることとしております。

その二として、当事者の協議により土地等を買収する場合におきましても、土地、建物等現物による給付の要求があつたときは、事業施行者は、できるだけその実現に努めなければならぬことといたしております。

その三として、生活再建対策の規定を設け、特定公共事業に必要な土地等を供するため生活の基礎を失ふこととなる者に対しては、それらの者の申し出によつて、都道府県知事が関係

行政機関、関係市町村長、申し出をした者の代表及び事業施行者と協議を行ない、生活再建計画を作成し、この計画に基づいて、土地もしくは建物の取得、職業の紹介、指導もしくは訓練、またはやむを得ず環境不良の土地に転居した場合の環境整備に關する所要の措置をとることといたしております。以上この法律案の要旨について申し上げた次第でございます。

○加藤委員長 質疑の通告があります。順次これを許します。

石田有全君。

○石田(有)委員 私は本法案について、わが國の農業と農民の立場から若干御質問を申し上げたいと思うのであります。

ただいま大臣の提案理由の説明の中にもございましたように、公共用地取得の円滑な遂行と損失の適正な補償の確保をはかることの趣旨に對しては、あえて反対するものではないと思はれますが、特に土地収用法以外に特別措置を必要とするものであるかどうか、いささか疑問を持たざるを得ないのであります。従来の収用法のもとにおきましても、事業認定あるいは裁決の所要日数等については、私どもの調査したところによりますと、過去四十年の事業認定所要日数では——これを省略いたしました。三十四年度を見ますと、最大が二百四十九日、最小は三十七日、平均八十一日というように、その長期間を要することにはなつておらないようであります。また、過去三十三年度の所要日数を見ましても、これも三十三年度のもののだけを要約して申し上げ

げますが、最大が四百十六日でありま
すけれども、最小が二十六日でありま
して、平均は百五十二日、こういうこ
とであります。きわめて長年月を要
したというものは非常に少ない事例で
ございませう。それについてはいろいろ
理由がございませう。その多くは、農
業者が事業を行なわんとするにあつた
て、きわめて不明朗な動きをする。た
とえば各個撃破の戦術をとったり、あ
るいは地方ボスを使って宴会その他で
あぶく銭を使う。あるいは一部の強硬
な反対者には幾らでも金を出すとい
うような事案が、特に混乱せしめ、長
期化する大きな原因であり、さらにま
た、府県知事の取り扱いがよろしきを
得ないという事案が非常に多いので
あつて、ここに土地収用法以外に
さらに特別法を設けて緊急収用をしな
ければならぬという理由は、
私はきわめて薄弱なものではないかと
思うのであります。特に本法案が成立
いたしますと、その及ぼす影響という
ものは大部分が農民に及ぼせが及ん
でくることにならうかと考えるのであ
ります。

昭和三十三年の農地転用の用途別件
数と面積を調べてみますと、その件数
においては、住宅敷地としたものが十
四万一千五百八十五件でありまして、
面積は四千六百四十四町となっている
ようでありませう。工場用地その他は若
くは少なくなつておりまして、工場用発電
施設用地はわずかに千四百二十七町
歩、学校用地は六百二十七町歩、その他
建物施設用地が一千三百十五町歩、
工員運動場用地は六十二町、道路、水
路等の用地が五百九十七町というふう
に、総体で八千六百四十五町歩のう

ち、住宅敷地が四千六百四十四町歩とい
うことになっておりますが、こういう
ふうにはほとんど農業用地に及ぼせが
及んでくるということでは明らかであ
らうと思ふのであります。

今回の立法の措置は、池田内閣の一
枚看板であります。所得倍増計画に沿
うて、それに対する一本の柱という意
義を持つのではないかと疑ひが非
常に強いのであります。すなわち、農
業基本法では輸入によつて農業生産を
規制し、農業人口を削減する。農村地
区に工場の分散をはかるなどのために
用地取得を容易にすることが一つの目
的である。しかも、犠牲者である農民
からは安撫に、権力をもつて農地を取
り上げる。こういうところにこの法案
のねらいがあるように思ふのであり
ます。建設大臣はこの所得倍増計画と
直接関係ある立場にはおられないので
ありますけれども、閣議等においてや
はりそういう所得倍増計画というもの
との関連において、日本の農業を衰退
産業と見て、漸次生産を規制していく
という農業基本法の趣旨がこの中に遺
憾なく取り入れられておるのではない
かという点を考えるのであります。

○中村国務大臣 ただいま御指摘のよ
うな、また御懸念のような考えは毛頭
含まれておりません。要は、特定の公
共事業として、特に国家的見地または
一般公衆のために緊急を要し、また重
要性のあるものについてののみこの特別
措置法を適用したいということであ
ると思ふのであります。

御承知の通り、従来の土地収用法で
申しますと、事業認定をいたしまして
から、その認定の効力を失う期間も三
年くらいございませう。また、裁決の申
請をするまでの期間にも相当期間が置
かれておるのでございませう。このよう
な制度でございませうので、緊急性を要
する事業でございませうと、建前がそ
うなっておりますから、事業施行者の
方もその期間内に何とかとのえばいい
というところで努力し、また関係者の
方も、そう早く収用法の手続をしなく
ても、もつと待つてくれてもいいじや
ないかというような期待も自然に起
こつて参りました。土地収用法の手続
を完了いたしますまでに相当の期間
を要しておる現状でございませう。従
いまして、これらの期間を短縮をいたし
まして、急いで手続を進めなければなら
ないような今度の特別措置法の制度
にいたしまして、事業施行者も利害関
係人も、その基本の上に立つて十分協
議を進めて、事業がすみやかに施行で
きるようにならうかということなの
でございませう。

なお、この特定公共事業の内容を、
どの程度のもので一体取り上げるのか
という点につきましましては、政令等
で十分規制をして参りたいと思つてお
ります。この内容等につきましましては、
必要に応じて事務局から御説明をい
たしまして御納得を願ひたいと思ふの
でございませう。同時に、その該当する
事業でございませうと、すべてを適用
するのではありませんので、公共用
地審議会を設けまして、審議会の議に
付して、具体的に個々のケースについ
て十分審査をいたしまして、これはこ
の特別措置法を適用すべき特定公共事
業に取り上げてよろしいということ
を十分検討をした上で該当事業にあげ
ていくという、きわめて慎重な手続を

とつておりますような次第で、先ほど
御懸念のありましたような点は毛頭な
いと思ふのであります。

○石田(有)委員 質問を続ける前に、
第二条の各号、一から八までは適用
しますが、そのうちの七までは適用
事業を羅列されておるのでありまし
て、それは、具体的な点のこととく
政令にゆだねられておるのでありま
す。この政令を、手元にございませ
うから、委員会にお出しを願ひない
と、ただ口頭の説明だけでは、法案の
一番肝心な、非常に重要な点が手元
にございませうと審議を進めるわけに
いかなくおもうのであります。こ
れはあとで触れる問題であります。こ
れども、資料として早急にお配りを願
ひたいと思ひます。委員長さん、一つお
計らいをお願いいたします。

○中村国務大臣 今取り寄せておりま
すから。

○石田(有)委員 それでは、質疑を続
けます。

ただいまの大臣の御答弁で、慎重な
配慮をしてあるということではござい
ませうが、従来の土地収用法によりま
して、緊急事業については緊急収用の道
が開いてあるわけではございませう。私
が先ほど指摘いたしましたように、従来
土地収用については、この緊急収用を
するといふ取り扱ひに至る過程にお
いていろいろの不手ぎわがあるために、
すなわちこの緊急収用という処置がと
られなかったのではないかと考えるの
であります。従来の土地収用法による
緊急収用というものが、すなわち明
朗に取り扱われてきたならば、今回のよ
うな特別措置法を作らなければならな
いというようにはならなかつた

のではないかと考えるのであります
が、この土地収用法の緊急収用との関
係について、もう少し詳しく所見を拝
聴いたしたいと思います。

○中村国務大臣 政府委員の方から詳
しく……

○關盛政府委員 ただいま現行土地収
用法の第二百三十三条の問題に触れま
して御質問がございましたが、現行の百
二十三条は「緊急に施行する必要がある
事業のための土地の使用」に關する
規定でございませう。あくまでも緊急使
用でございませう。従いまして、この百
二十三条は、使用の期間は六月とい
うことになっておりまして、この場合
の使用の許可の更新はその第二項にお
きまして認められぬ、こういう形に
なつておるのでございませう。

今回の特別措置法におきましては、
緊急使用という制度とは別に、緊急収
用といふものと、要するに緊急使用を
いたすわけではございませう。当該土地
の所有権の取得を起業者に与えるとい
う形にいたしてはいるわけではござい
ませう。現在の土地収用法におきまし
ては、そのようなわけで、究極的に所有
権を取得しなければいけないというふ
うな事業がありまして、それは六カ
月間の緊急使用によつてその許可をも
らひまして、しかも、その六カ月の間
に収用委員会の緊急使用の許可があ
つた後本裁決が行なわれるであろう
といふことを期待して行なわれてお
るというふうな制度になっておりまし
て、従いまして、使用といふのが実質
的には原状回復が困難であるというふ
うことをやるということは、やはり緊
要な重要な事業につきまして、ことに

七

か、尺度で正当な補償というものを考えたくなっておりますか。

○中村国務大臣　もちろん正当な補償は、一般の市価等を対象にし、あるいは通常受くべき損害等もその中に含まれる次第でございます。従来、土地収用法の運用の面からも、その点は慎重に扱われてきておったところでございますが、さらにこの特別措置法を制定するにあたりましては、この特別措置法による公共用地審議会の中に損害の補償基準の研究をしてもらう組織を考えまして、やがてこの法律が制定されましたならば、引き続いて補償基準の綿密な検討をいたしまして、そして一般の方々にも御理解を願えるような方法を並行してやって参るという建前

を実はとつておるような次第でございます。

○石田(有)委員 従来のこの土地収用委員会というものは、ややもすると、一番最初に私が指摘いたしましたように、きわめて不明朗な運営が多いので

す。起業者と役人と関係者との間がもう少し明朗な取り扱いをされれば、あそこまで紛糾しないで済んだのではないかというような事例が非常に多いわけです。ですから、今お話しのような特別な審議機関を設けられるというこ

とでありますならば、この点はきわめて公平に、かつ明朗な運営が行なわれるように御注意を願わなければならな
いと思うんです。

次に、やはり憲法との関係がございま
して、昭和三十五年の四月十五日に

衆議院内閣委員会で、公共用地取得制度調査会を設置するための建設省設置法の一部改正案が審議されました場合に附帯決議がされておるわけです。す

なわち「政府及び公共用地取得制度調査会が、土地収用法の検討にあたってはいやしくも、収用地その他の補償額決定以前に、起業者に対し、被収用者の意思に反して、その使用権を認めるがごとき公権力の強化に依り私有財産権を侵害することのないよう特に考慮せられんことを強く要望する。」という決議がされておるわけであり、この法律案は、結果においてはこの衆議院内閣委員会の附帯決議の趣旨に相反するところの立法であるといわなければならぬのでありますが、この国会の意思、すなわち内閣委員会の附帯決議というようなものはどのような考慮の中に入れられたのであるか。全く無視されてこの法案ができたように考えられるのでありますが、いかがでございますか。

○中村国務大臣 衆議院の附帯決議の問題につきましては、公共用地取得制度調査会におきましても十分廻り下げて研究をしていただいたわけでございます。その詳細につきましては、私ども、就任前から計画局長と関係官がその席に列しまして論議を尽くしまして、また研究をいたしました過程を十分承知いたしておりますから、必要に応じて政府委員からつけ加えるようにいたしたいと思っておりますが、この附帯決議の趣旨は、補償額決定前に権利者の権利を取り上げるようなことをしてはならないという精神を持っております。この点は、御承知の通り、前の一般の土地収用法にございます緊急使用のうちに、収用額がまだ何ら見通しがついていない段階で緊急使用をする場合と違ひまして、この場合には少なくとも概算見積もり額だけは出ておるわけでございます。

○石田(有)委員 従来、この補償額はおよそこのくらいが水準になろうというめどをつけまして、概算額を決定いたしまして支払いをするわけでございます。なるほど、補償額の最終決定の場合に、若干概算額とは違う数字も出てくるわけでございますが、しかし、基本的に大体補償額のめどというものを付けておいて収用をしていくわけでございますから、この附帯決議の精神には合致しておるものである、かように考えておるような次第でございます。

○石田(有)委員 従来の用地取得の状況を見ておきますと、起業者の方で一方的に一つの計画設計が行なわれて、用地取得にかかると、その計画の変更であるとかいうようなことについては、ほとんど例外なく、そういうことについてはあつせんと思つて、勧告というか、そういう措置がとられたことがないですね。これは本来ならば、その用地を収用される人たちの立場から見ても、公の立場から公平に見た場合に計画を変更することが必要である場合もあるわけですよ。そういう、収用のための経費が多少上回るようなことがあつたとしても、やはり全体的に見てもその方がスムーズに用地取得ができるというようにすることがあります。ところが、この法案を見ますと、そういう面についての配慮というものがないようにも見当らないのです。こういう点について全然触れられないということは、従来の土地収用法の精神よりも、もっと公権力による私権の制約というもののみに一方的に考えられておるようでありまして、そういう点についてはどのようにお考えになつておるのですか。

○中村国務大臣 起業者が事業の方針を決定いたしました後に、いろんな事情等によって、衆目の見るところ、公平に見て変更した方がよいというような場合には、これはむしろ行政指導の面になります。率直にそうすべきだと私も考えます。ただ、起業者の決定いたしました事業方針というものが他の要望によって変える余地のあることを制度上明らかにするということはいざ知らず、しからざる問題についてはむしろ非常なもんぢやないかという危険性があるように私も考えるのであります。従来の収用法におきましても、従つてそういう点に触れておりませんが、今度の特別措置法の場合におきましても、どうもそういう点に法文上触れるというのはいかぬものか、かように考える次第でございます。

ただ、御指摘のように、公共事業の施行にあたりまして、われわれとしましては、そういう点にとらわれた気持ちでなしに、ほんとうに公正な立場に立つて、やはりもっともであるというものは、それは事業方針を変更するといふことについてこだわらないようにできるだけ指導して参りたいと思つて、今御指摘の点につきましては、そのように実は考えておるわけでございます。

○關盛政府委員 ただいまお尋ねがございましたので、特別措置法の第二条の特定公共事業に関する政令事項につきまして、お手元に御配付申し上げたいと思つておられます。

まず、第一号の政令事項でございます。第一号は、事業といたしましては「高速自動車国道若しくは一級国道」、これは性質上資格要件を具備したもので、こういうことで、二級国道につきましては「政令で定める主要な区間」、こういうことに法律案はなつております。この「二級国道のうち政令で定める主要な区間」というのは、車道の幅員が九メートル以上の区間を占める主要な区間、これを資格要件ということに考えておる次第でございます。

それから、第二号の「日本国有鉄道が設置する幹線鉄道のうち政令で定める主要な区間」、これは幹線鉄道のうち複線または電化を行なう区間、こういうところに縛りをつけていきたい、こういうわけでございます。

第三号は、これは「第一種空港」でございます。第三号から、法律によりまして羽田と伊丹の空港のみしかないのでございまして、第四号の「人口五十万以上の市の区域における交通の混雑を緩和するため整備することを要する道路、駅前広場、鉄道又は軌道で政令で定める主要なもの」とでございます。この道路は道路法の道路をいうわけでございまして、その道路には、自動車専用道路と幅員二十メートル以上の道路、これだけのものを道路と考へ、駅前広場につきましては、面積が六千平方メートル以上の駅前広場で、この道路と駅前広場に

つきましては都市計画決定が行なわれたもの、こういうふうに規定をしたい。

〔瀬戸山建設委員長代理退席、加藤建設委員長着席〕

それから、「鉄道又は軌道で政令で定める主要なもの」といふのは、これは複線の鉄道もしくは主として路面以外に敷設される複線の軌道ということでございます。現在大阪市における地下鉄等のごときものは軌道法によつて事業を免許されて営んでおりますので、そういう意味の軌道でございます。路面電車というふうなものは入らない、こういう意味で路面以外に敷設される複線の軌道、こういうものを考えている次第でございます。

それから、第五号の政令でございます。これは「公衆電気通信業務に対する需要の急激な増加に対応するため整備することを要する電話施設のうち、都の特別区の存する区域若しくは人口五十万以上の市の区域に設置する政令で定める主要な施設」といふのは、この人口五十万以上の市の区域におきまして、電信電話公社の電話取扱局の局舎のことをさすものでございまして、「政令で定める主要な市外通話幹線路の中継施設」といふのは、この電話通信方式の中でとられております同軸方式または極短波方式による市外通話幹線路をいうわけでございます。

それから、第六号の政令は、「河川法が適用される河川若しくはその河川に設置する政令で定める主要な治水施設」といふのは、堤防または洪水調節の目的を有するダムをいうのでございまして、それからさらに引き続きまして、第六号の「広域的な用水対

策を緊急に講ずる必要のある地域に給水するため設置する政令で定める大規模な利水施設、この大規模な利水施設の規模につきましても、取水量が一日につき最大十立方メートル以上の水道用水または工業用水を貯溜しまたは導水するために設置するダム、水路または貯水池、こういう施設に限りた、こういうわけでございします。

それから、第七号の「電気事業の用に供する発電施設又は送電変電施設で政令で定める主要なもの」につきましては、まず発電設備は、最大出力が五万キロワット以上の水力もしくは火力の発電施設、これが本体でございまして、もしくはその運営上欠くことができない関連を有する発電施設、これが補足していきまして、この発電施設の規模を押えていきまして、それから、その次は送電変電施設につきましても、使用電圧が十万ボルト以上の送電変電施設、これは超高压線の送電幹線でございします。それから第一次変電所に参りますところの変電施設をいうわけでございまして、その次は使用電圧が十万ボルト以上で容量が十万キロボルトアンペア以上の変電施設から出る使用電圧が六万ボルト以上の送電施設、いわゆる第一次変電所から二次変電所に至るまでの送電線でございまして、大体のこれらの考え方といたしましては、幹線的なものをこの事業の資格要件を具備したものである、こういうふうに一応想定をいたしておるわけでございします。

できるだけこういう内容を法律に盛りたく努めたわけでございますが、法律技術的な表現等のこともありますので、ただいま申し上げましたように、

これらのことを一体として法律の中身として考えていきたいというふうに考へております。

○石田(有)委員 第二条の各項の内容は一応わかりました。

それでは、次に質疑を続けたいと思ひます。従来用地取得について紛争が起ります原因の一つに、登記面積と実面積との間で両者の意見の一致を見ない場合が非常に多いのであります。これは山間部等に参りますと特に、山林面積などは土地台帳面の面積の五倍も十倍もあるというような場合がある。そういう場合は割合に話はずりやすいのでありますけれども、そうでないような場合、ことに都市の宅地、工場敷地というようなものになりますと、なかなかわずかしい問題が多いのであります。登記面積と実面積との間に意見の一致を見ないために用地取得が困難であるというような場合、これはそのいづれに基づくことが正しいとお考えになりますか。念のためにお聞かせを願ひたい。

○中村国務大臣 これはあくまで実測面積でいくべきものだと思います。

○石田(有)委員 やはり同じような問題でありますけれども、耕作権すなわち使用収益権、それから所有権とで、いわゆる地主と小作、あるいは地主と借地人というふうに権利が分かれてい

る場合には、これは問題が非常に複雑になって参るのであります。本来この問題は、戦争前でありましたら、耕作権といふのは物権化していない、あるいは借地権といふのは物権化してない、民法で取り扱われて参りましたから、そういう場合は割合に借地

権者あるいは小作人というものもあきらめなければならぬ、今日そういう使用収益権といふようなものが物権化して参りました。にもかかわらず、用地取得においては、特に私の経験では、国や県が道路用地を取得する場合に、しばしば一方的に地主だけに補償金を払って片づける。ところが、あとで一方の権利者が異議を申し立てる。それがためにその取得が非常に困難を起しているという事例を私はたくさん経験をしておるわけであります。そういうものに対する取り扱いは、今後依然として問題が起る性質のものでありますので、こういうものに対する事務的にはっきりした態度を堅持していただきまさんと、いたずらに混乱を起すおそれがありますので、お聞かせを願ひたい。

○關盛政府委員 この点は土地収用法の上におきましても明らかに規定をいたしておきまして、土地収用法では「土地所有者」と、法律におきまして「関係人」ということで権利の関係者につきましても明らかな規定を第八条の三項においていたしておるわけでございします。しかも、この補償金の支払いにつきましても、各人別に補償金を支払わなければならないという規定をいたしておきまして、従つて、かりに地主と耕作権者があるという場合に、地主だけを正当な権利者として取り扱えないということになっております。

○石田(有)委員 そういう明らかな規定があるにもかかわらず、どうも趣旨が徹底しておらないようです。ごく最近、私そういう事例にぶつかつておるのであります。そういうところに建設省では、ちゃんとした基準がありなが

ら、実際の道路用地取得にあつては、どうもそれが行なわれないという点の点の一つ事務当局の方でけつこうで、問題を起さぬように要望申し上げておきます。

それから、用地買収の手續の問題であります。先ほど大臣の御説明にもありましたが、用地の買収は話し合ひによるものから、収用法だけにたよつて法律的方法で解決する方向に起業者の態度がどうも非常に変わりつつあるわけです。これはいろいろな事例がありますから、起業者の方もそういう態度になる面はないとは言えないのであります。たとえば事業計画を立てる前に現地の農民と話し合うと土地価格が上がるという面から、勝手に事業計画を立てる。ひどい場合には、現地の農民と一度も話し合ひをしないうちに収用法による事業認定の申請をやる。収用委員会への裁決申請前に行なわなければならないことになつてくる当事者間の協議はほんの形式的なものになつて、形式を整えるだけで、一定の条件を記載して受諾の有無を返答せし、一定の期日までに返答しなければ拒否したものとなす、というふうなものが全国でたくさん見受けられるのであります。これでは紛争が起るのが当然であつて、紛争が起らないのがどうかしてゐる。こういうふうな起業者に対し今後万全の措置をとらせるようにしなければならぬと思ふのであります。そういうものについて心がまえはどうか。実は従来の土地収用法でさえもそういう態度になりがちであつて、それが行なわれ

ておるのに、今度は公権力が強化されればされるほど、起業者の方はいただかになつて間違ひを起しやす、こういう懸念があるのであります。それに對する万全の措置をせられるようないかなる用意がございして

○關盛政府委員 ただいまの点は、公共用地の取得に関する全般の重要な問題でございします。ことに事業を実施する者が事業計画を綿密な調査によつて立てなければならぬということもありましようが、その事業の実施がその事業の施行地域内の関係の人々に十分な協力を得られるような体制をとることが最も基本であると思ふのでございします。その点につきましても、公共用地取得制度調査会におきましても事業計画のPRを特に強調せられる各地方の御意見がありまして、今回の特別措置法の第三条におきましても、「事業の説明等」につきましても規定を挿入いたすことになっております。この規定の趣旨は、特定公共事業の認定を受けようとするときは、あらかじめ事業の目的なり内容なり、緊急施行する必要のあるゆえんのことを関係の住民と十分話し合ひをしてもらひまして、妥当と考える意見は、先ほど大臣もおっしゃいましたように、その事業計画の中に盛り込まなければならない、非常にしあわせなわけでございします。が、そういうふうになつてしまつて、事前の準備というものを十分やる。そういうことによりまして、この事業の実施について少なくとも周知をし、また関係の公共団体の長にぜひお願いをするという規定を入れまして、御趣旨の

線に沿うようにいたしておる次第でございます。

○石田(有)委員　そういうふうについて御注意を願いたいと思うのです。

公共性と緊急性の判断は、現在の収用法ではどうにもならないというお考えのようでありますが、多数の利害に關係する量的なものと生活の利害に關係する質的なものなど、いろいろあるわけでありますが、これをいかに御判断になつておるのか。特に私的企業の場合には、公共性があるとともに利潤追求をする事情などで、公共の名において私的利潤を國家が擁護するを免れないと考えるのでありますが、この点についてはいかようにお考えになつておりますか。

○關盛政府委員　特別措置法の対象事業の規定をいろいろ検討いたされまして、ときに、公共用地取得制度調査会におきましては、特に公共の利害に重大な關係があつて緊急に施行することを要する資格要件を備えた事業というものを、いかなる範圍で規律すべきか。それはもとより限定すべきであらう。しかも、限定列挙でなければならぬが、どのような基準で行なうかということについては、いろいろ議論があつたわけでございます。交通問題の重要性から参ります諸項目が、先ほどごらんに入りました政令事項にも盛り入れております。また電気通信の關係のごときもの、これらも一般の産業の近代化なり、また国民生活の利便の向上という意味から、それからまた治水と電気事業というものを考えましても、それぞれ消費者である国民大衆の直接の施設供与を受けなければならない。こういうふうな重要な仕事であるということ

から、國の立場から、また、その施設を利用するところの國民全体の立場から見まして、かつ昨今の、今後当面するところの公益事業なり公共投資の規模の緊急のあり方から見まして、あるいは従前の土地収用法の適用の件数の状況等も勘案されまして、この第二条所定の事業の種類が調査会におきましても議論の要点であつたわけでございます。

従いまして、たまたまその事業の実施方式が地方公共団体なり國以外のもの、民間企業として行なわれております事業もあるわけでございます。これは事業の公共性なり緊急性につきましましては、民間事業であるということだけをもつて他の適用事業に決して劣るものではないが、特許事業であるという、政府の監督下にあるということから見まして、むしろ他の、事業主体、経営主体がそういう公共団体なり、國、公団等でないものも、事業の性格論からこの特別措置法の対象事業として規律するのが適當でないかという考へ方で、答申も行なわれたような次第でございます。

○石田(有)委員　本法案第七条では、特定公共事業の認定は、建設大臣が公共用地審議会の議を経た上認定することとしておりますが、法案作成の過程において終始建設省が主体となつて、その諮問機関としての審議會を設け、その意見を聞いて建設大臣が認定をすることに固執されたといわれておるのではありません。その表面上の理由は、特定公共事業の認定があつた場合は土地収用法の認定があつたものとみなすというところで、両者の歩調を合わせる上に建設大臣の認定が妥協として強く主張されたといわれておりますが、その固執をされた真意は、はたして那邊にあるか、疑わざるを得ないのであります。従来の事例では、審議會というものは、たとえば米価審議會のような審議會であつても、大臣や総理大臣は、その審議會の意見を尊重しということは何回も繰り返して言われるけれども、その審議會の答申というものが實際上無視されて、政府が一方的に措置をするという場合がきつめて多いわけでありまして、そういうことになりま

と、結局建設大臣の権限というものが絶大なものになつて、これは必ずしも國民的な立場だけではなしに、他の關係各省の大臣の権限というものが非常に弱められてしまふ、そういうような懸念もあるわけでありまして、特にこの点を固執されたと伝えられておるわけでありまして、いかなる理由によるものであるか。その真意をここで明らかにしたいと思ひます。

○關盛政府委員　ただいまお尋ねの点でございますが、現在の土地収用法は建設省において所管をいたしております。それから、公共用地の取得に關する特別措置法が制定せられますと、この法律案の体系といたしましては、現在の土地収用法というものを基本法にいたしてございまして、その基本法に對する特例の規定なり、手続關係の特例規定をこの特別法に盛つたわけでございます。従いまして、現行土地収用法の所管というものと離れて特別措置法だけを別の行政機關が担当するということが、實際問題として運用上の面におきましてもいかなるものであらうか、こういう点についてわれわれが意見を述べたわけでございます。審議會

の委員の方にも、その点について同調を寄せられた方が多かつたのでございまして。もとより、これは現行土地収用法あるいはこの公共用地特別措置法すべてを含めまして、行政機構の一つの改革を論ずる場合におきましては、建設省と他省というものを離れた立場において論ずることも一つの立論としてはあり得ることだろつと思ひます。しかしながら、そういった現行土地収用法を基本といたしまして、その特例措置を手続的にまた実体的に規定するというのを、この公共用地取得の特例措置法の内容として最終的な答申をいただくような段階になりましたので、この問題につきましては建設大臣が特に「公共用地審議会の議を経て、特定公共事業の認定をする」ということが適當ではないかということに皆さんも了解せられた、こういうわけでございます。

○石田(有)委員　この法案は土地収用法の特例措置であるという。なるほど法案そのものは特別措置法であります。が、こういう公權力を強化して参りますと、これは特例法でなくつて、実は本法の方が骨が抜かれてしまつて、本法が飾りものになつて、すべてが特別措置にゆだねられていくということ、過去におけるあらゆる法律の常でありまして、従つて、本法があるのかこれは特例法だからいいじゃないかという議論は、私は当たらないと思ひます。特に公共用地取得制度調査会では、一種の行政委員会的な制度を設けて、これによつて第三者的な公正な立場から事業認定が必要であるという中立的な意見がかなり強く出たというところがいわれておるのであります。

が、結局は審議會にそれを期待して、委員會では妥協された、こういうことではあります。本法案の適用される事業の大部分は建設省所管の事業であり、従つて、建設大臣の認定がとかく甘くなる傾向の出ることは否定できないと思ひます。今までの建設省の固執した態度を見ると、われわれは非常な不安の念にかられるものがあるわけでありまして。しかし、この点は今後の審議會の運営、それから大臣の良識に待つ以外にはないのではないかと考えるわけでありまして。

しかし、さつき申し上げたように、あくまで特例法はやはり特例法で、本法がその筋である。これはもう避くべからざる場合の、きつめて特別の場合の措置であるというふうな心構えで運用してもらわなければならないと思ひます。であります。大臣の所見はいかがでしようか。

○中村國務大臣　この法律は、現行の土地収用法からかけ離れた特例法ではございませんので、あくまでも土地収用法という基本法の上に立ちまして、特に必要な事項だけをこの法律案に盛り込んであります。その他の事項はすべて土地収用法が適用されていくという形の特例法でございます。

同時に、ただいま御指摘のありました事業認定の重要性でございますが、審議會委員の人選等にあたりましては、努めて公正な第三者を御委託申し上げまして、審議會の方々に、先ほど政令案で御説明申し上げましたような基本の上に立ちまして、さらにケース・バイ・ケースで、その中で特定事業として取り上げるかどうかについて、十分この審議會の議を経て、建設

大臣が事業認定をしていく、こういうようにしたいと思うのであります。

また、この特別措置法の適用いたしますのは、公共事業のうちの、量から申しますとごく一部分でございます。一部分の特に緊要性の高い、また公共性の高い、緊急度の高い事業のみについて適用していきたい、かように考えておる次第で、運用の面にあたりましては、御注意のございましたように、所管大臣としては十分万全を期して、慎重に進めて参りたいと思っております。

○石田(有)委員 この政令の要綱案の二ページの七、「第六号の政令で定める大規模な水利施設」で、ここに「取水水量一日につき最大十立方メートル以上の水道用水又は工業用水を貯溜し、又は導水するために設置するダム、水路または貯水池」、こうなっておりますわけですが、この中には大規模な土地改良事業等は含めるものであるかどうか。これを一つ伺いたい。

○關盛政府委員 この点につきましては、農林当局とお打ち合わせをいたしましたわけですが、農林省の方におかれましては、ただいまのような要綱の通りで、含めなくてもよろしい、こういう回答がありましたので、お手元にそのような趣旨で差し上げたのでございます。

○石田(有)委員 そうしますと、この中の、「又は導水するために設置するダム、水路又は貯水池」、これは農業用の灌漑排水等に関するものはすべて除く、こういうふうに理解してよろしいのでありますか。

○關盛政府委員 水道用水なり工業用水に關係するそれらの施設をいうわけでございます、お尋ねのようなものは含まれておらない、こういう考え方でございます。

○石田(有)委員 最近多目的ダムが立法化せられて、このダムというものは、上水道とか工業用水に限らず、ほとんどが農業用水とかかね合いで作られることが多いのでございます。そういう場合は当然関連してくると思うのであります、それはどういう区別をなさるつもりですか。

○關盛政府委員 この政令の読み方でございますが、いわゆる水道用水なり工業用水が、それぞれ単独で十立方メートル以上のものを貯溜する能力を持つていて、施設であれば、そのうち一部灌漑用水が含まれておりまして、いわゆる多目的になるような、そういうものがありますれば入る、こういう場合もあり得るわけでございます。

○石田(有)委員 どうもわからぬですね。多目的ダムというものは、工業用水、上水道、あるいは農業用水等を、一つの施設によってやっているわけですが、ところが、そういう農業用水の關係の分はこの中に含まないということ、はどういうわけでしょう。ちょっと理解しにくいのですが、どこで線を引いて分けるのですか。用地の取得ですよ。ほかの場合と違うですよ。

○關盛政府委員 これは、一つの施設の規模を申しておるわけでございます、ただいまお尋ねのような、農業用水の關係が一部ありまして、全体が水道用水で、それが追加されてあるというふうな場合におきましては、つま

り十立方メートル以上の水道用水なり工業用水にそれぞれ農業用水が一部追加されてあるという場合におきましては、水道用水が十立方、あるいは工業用水が十立方、こういう場合は、その部分のものは実質上入る、こういうことになるかと申し上げたのでございます。

○石田(有)委員 わかりません。それでは、たとえば用水量の二分の一は上水道と工業用水だ、二分の一は灌漑用水だという場合は、一体どういうことになるのか。あるいは農業用水が大部分であって、愛知用水公団のように、上水道や工業用水は一部分だというふうな場合と取り扱いが違うというのか。そこは一体どこで線を引くということになるのですか。そこらからわからないのです。

○關盛政府委員 これは、十立方メートル以上というところに線の引き方があるわけでございます。従って、十立方メートル以下のものでありますればだめである、こういうことでございます。

○石田(有)委員 多目的ダムというのは、非常に大きい場合が多くて、ここに書いてあるような十立方メートル以上というふうなところへほとんど入ると考えなければならぬ。だから私は聞いています。それを灌漑用水の關係は入りませんと、こうおっしゃるから、一体どう区別をされるのかと言つと、どうもあいまいです。この点はどうもちょっとわかりやすく説明願えませんか。

○富谷説明員 ただいまの御質問の点でございますが、ここに政令案で書いてございますような一日の貯水量が十立方メートル以上、これは毎秒おそ

らく一トン程度になるかと思ひます。こういう水道事業をたとえば厚生省が主体で行なわれまして、それに付随しまして農業水利がある場合には、おそらく必要があればこの政令の規定を適用なさいます、厚生省の方でこの特別法を適用なさるかと思ひます。しかしながら、農林省の方の農業用水が主体でございます場合には、現在のところこの特別法を適用せぬで、昔の土地収用法のままで私どもしばらくやってみたいというふうに考えておるわけでございます。

○石田(有)委員 それでもわからない。一体、どっちが中心になると、こうおっしゃるけれども、その比率がどうあるかというところは別として、どちらも両方やるんでしょう。農林省が中心になるから、工業用水や上水道もあるけれども、それではそれはどうするんだ。そういう農林省が中心になるかもしれないけれども、上水道にも關係があり、工業用水にも關係があるという場合に、農林省が中心ならばこれは特別法は適用せぬ。農林省が中心でない場合、農林省が割り込むけれども中心でない場合は、これは特別法が適用される、こういうことですか。

○富谷説明員 さようでございます。はつきりしないわけです。

○石田(有)委員 どうもその点は、ちがひになるか、どっちが主になるかというところは別として、やはり農業用水との關係がある場合といえども、本法を適用する場合においては建設大臣の主管であつて、建設大臣がすべて事を運ぶ、こういうことになる、農林省との關係というものがどうもおかし

なことになるのではないか、こう私は考える。この法案によれば、土地収用法による關係行政機関との協議をするということになっておるが、單なる協議では、どうも農林省の発言というものは非常に弱過ぎるのじゃないか。参事官ではそういうことまで言えぬかもしれないけれども、どうですか、政務次官の方がいいですか。非常に重要な権限を建設大臣にとられちゃつて、一体いいんですか。

○中村国務大臣 私からちょっと……この特定公共事業に審議会の議を経て建設大臣が認定をいたしました、これは認定をする作業だけでございまして、事業の施行それ自体は、たとえば水道でございまして厚生省の事業、あるいは工業用水でございまして通産省の事業でございまして場合には、それぞれの所管大臣及び所管の官庁が事業の実施を監督し、あるいは実施にみずから当たるのでございまして、建設大臣としましては、従来の土地収用法の例にならぬ、従来土地収用法の例にならぬ、その場合には任務でござい

ます。それから、実は今の工業用水や水道用水は十立方メートルということに基づいて入れているが、農業用水が入っていないのはおかしいじゃないかという御質疑を拝聴いたしまして、私も若干そういう気がいたさないうちはありませんが、実はこのしほりまする政令の案を作り、この事業内容を盛り込みますについて、いろいろ過去の実績等を調査いたしました。たとえて申しますのは、住宅の緊要性から見てこの特別措置法を適用すべき事業ではないかと

いう意見をいろいろ耳にいたすのでございすが、実績を調べてみますと、住宅用地を取得するの過去において土地収用法を適用した事例がないのでございます。みな話し合ひで進行いたしております。多分農業関係の用水関係も、農林省がその点の運び方がよかつたのかもしませんが、同じようなケースになっておるのじゃないか。これは私の考えであります。そういう角度から従来土地収用法を適用したことがないのに、この特別措置法を適用するということになりますと、今まであった収用法さえ適用しないのに、またさらにこの特別措置法を適用するのはおかしい、将来の実績を見よう、こういう上に立って実はこの適用範囲の内容をしばってきけるわけでございます。農林省が、目下のところ専用農業用水については適用を受ける必要を認めてないというの、そういうところから発足しておるのではないかと申すのであります。従いまして、今の水道等の十萬立方メートル・プラス農業用水でございまして、関係するところがちやうどこの政令に該当いたしまする場合には、適用事業になる場合も、審議会の議を経た結果である場合もある、私はこう思うのであります。

大抵今のところは、従来の実績等いろいろ勘案をいたしましてはばってきっておりますので、将来また時勢の変化等によりまして必要が起きた場合には、適当な措置を考へる以外にはないのじゃないか、かように存じております。

○石田(省)委員 従来の実績と申しまして、実は多目的ダムの法律ができからまだ何年もありません。時代は

すでに変わりつつありまして、ダムの規模というものはだんだん大きくなり、だんだんと多目的ダムになりつつあるのであります。将来のことではないと思つて、現に情勢はそういうふうに変つてきておるわけでありますから、どうもこの点は農林省がきわめて消極的な態度をとられたかのやうに受け取れるのであります。この点は別の機会に農林省当局をもう少し追及する必要があると考へます。

それから、収用手続の問題でございます。収用手続の簡素化によりまして、縦覧する場合、市町村長が拒否したときは知事の代行によつて強行するのは、地方自治の本旨に反するおそれはないかどうか。部落民ぐるみの反対闘争は、むしろ今までの起業者側に、先ほど申しましたように、事前の説得が十分でなかつた点もあるのではないかと。市町村長の縦覧の拒否は一体どういう場合を予定しておるのか。この点を具体的に、もう少し明らかにしたいと思つたかと思つたか。

また、起業者が、土地物件等の調査にあつて妨害、立ち入り拒否等の事態が起つた場合、「他の方法により知ることをできる程度でこれらの調査の作成をすれば足りる」ということにしておりますが、他の方法とはいかなるものであり、具体的にどの程度のものをさすのであるか。この二点をお伺ひしたいと思つたかと思つたか。

○關盛政府委員 市町村長が、この法律の手續に従ひまして特定公共事業の認定申請書の縦覧でありますとか、あるいは収用の裁決申請書の縦覧の手續を一定期間行なうべきことを期待されておるのであります。それを実施し

ないというところは、部落ぐるみ反対というふうな場合だけではなくて、そういうふうな場合はその計画自体も、先ほど前段に申し上げましたやうに、いろいろ適当か不適当かという問題もあるかと思つたかと思つたか。しかし、ここで予想されておりますのは、むしろ一部の人の反対がありまして、そのために市町村長も、公の立場としてはその手續を進めることが困難をきわめておるといふやうな場合もあるわけでございます。あるいはまた、拒否をされなくても、ずつとその書類を机の中に入れておかれて、なかなか縦覧の手續をとつてもらえない。今やります今やりますというところが、かなり延びておるといふやうなケースもあるわけでございます。

従つて、今回の特別措置法の考へ方は、必要な手續が円滑に実施せられまして、しかも、関係の権利者に對する救済につきましても考慮をしながらこの特定公共事業の最終的な収用委員会の裁決にまで到達できるやうな制度の立て方をするにあたりましては、どこかの段階で手續が滞りますと、それから先手續が進まないといふことがあつてはいけませんので、従つて、知事の代行ということに答申があつたわけでございます。

現在の土地収用法でも、市町村長が国の機関として委任事務を行なわないう場合、土地調査、物件調査の作成に關する三十六條の規定におきましては、地元の市町村長さんが署名捺印を拒んだ、こういう場合におきましては、知事が起業者の申請によつてそれらの署名捺印もできるといふことで、その種の規定があります。従つて、この規定の挿入は直ちに地方自治の本旨

に反するものではない、こういうふうな考へられ、また、そのような考へ方方法で調査会も答申を行なわれたと思つたかと思つたか。

なお、土地調査、物件調査の作成の過程におきまして、立ち入り調査をしなければ土地調査、物件調査が作られない、こういうふうな場合もあるわけでございます。そういうふうな場合におきまして、土地調査、物件調査が妨害によつて妨げられた場合におきましては、収用委員会に對する裁決申請書の作成そのものが不可能になつて参りますので、手續が進まない。こういう例が、たとえば最近のケースにおきまして、名神高速道路の天津のインターチェンジの付近におきまして被収用者の例におきまして、あるいはまた、九州なり四国なりにおきまして送電線に關するケースとして行なわれた例がございます。

○石田(省)委員 例がある、こういうお話をすけれども、もう少し具体的に、どの程度の調査であればいいのであるか。それらの点ももう少し明らかでない、わからぬですね。

○關盛政府委員 ただいまお答えを忘れておりました失礼いたしました。『他の方法』による内容につきましては、これは不動産登記簿なり、あるいは土地台帳なり、家屋台帳というものが一応制度上あるわけでございます。従つて、そういうものを調べることによつて土地調査、物件調査の対象物を捕捉することができるといふ方法もありましようし、あるいは当該土地の周辺から――これは、ものによつてはいろいろ違ふと思つたかと思つたか。従つて、場合によつては、最近では実地測量よりも

もつと正確な航空測量等の方法もできしておりますので、そういうふうな方法によつて知り得る代替の方法を『他の方法』と、こういうふうな申しておるわけでございます。

○石田(省)委員 後段の航空測量というやうなものだといふ進んで参りましたから、これは問題ないと思つたかと思つたか。前段の答弁の中の、土地台帳その他にということでありまして、それは、現地の調査というものは実は行なわれなくてもよろしいということになると思つたかと思つたか。そういうことになりまして、先ほど申しましたやうに、山林等の場合には、実測面積というものが台帳面積の五倍も十倍もあるというやうなところもあるわけでございます。だから、やはりその実地調査というものが必要であるわけなんでありまして、これを航空測量でやるというなら話がかかるけれども、その他の土地台帳その他によつてということ、許しがたい問題だ。でありますから、もうちよつとやはり明確にしておいていただきませんと、法案の審議でありますからこれはいいかげんにするわけには参りませんので、はっきりして下さい。

○關盛政府委員 広範な山林その他原野につきましては、航空測量が一番適当だと思つております。

先ほど、実測ができないう場合には登記簿なりあるいは土地台帳なりを申し上げましたが、これは一つの参考として申し上げたのでございまして。他の方法により知り得ないといふ場合には、航空測量のごときは、非常に典型的でない他の方法であらうと、こ

うふううに考えております。

○石田(有)委員 どうも、その土地台帳等を参考にすると、こうおっしゃるけれども、それじゃ参考だけであつて、調書としての条件が備わらないことになると思ふのです。だから、参考なら参考であつて、それは調書としての資格要件がないというなら話がわかるけれども、その点、今の答弁ではまだあいまいですね。ですから、参考としてはいろいろなものがあり得るでしょうけれども、やはり実地調査というものが原則であつて、やむを得ない場合にはそれらの参考資料に基づいて裁決する場合もあり得るということならまだ話がわかるのです。ところが、そういうものを参考資料として何か裁決するように今のあなたの御答弁だと受け取れるのです。ですから、それはきわめて不安なので、もう一度その点を明らかにしてもらいたい。

○關盛政府委員 これは簡略調書が直ちに裁決の基準になるわけではございません。要するに、起業者としては土地調書、物件調書の作成にあたつて、先ほどお尋ねのような現地調査が立ち入り困難であるという場合におきましては、代替の方法により土地調書、物件調書の作成をいたしまして、その旨を付記いたしましたして、収用委員会に裁決申請をする。従つて、収用委員会としては、それを一〇〇%信用して裁決するものではなくて、収用委員会が職権調査いたしましたして、その付記された不明確な点を十分職権によつて調査した上でなければ裁決は行なわれぬ、こういうことになるのでございます。

○石田(有)委員 その点はちよつと問題があるようです。が、一応先に進む

ことにいたします。

次に、補償の問題で先ほど大臣から答弁がありましたけれども、重ねてお伺いしたいのであります。特定公共事業に關する土地等の収用について、収用委員会の裁決がおくれたときに、起業者の申し立てによつて緊急裁決ができることになるが、この場合十分検討されないうちに概算見積りによつて仮補償金を払い、あとで補償金額を算出して清算すればよいことにしておるのであります。この仮補償金の受け取りを拒否しても、起業者が供託をすれば済むということにしておるようであり、これはいわゆるごね得を封ずるねらいもありましようが、先ほど指摘いたしましたように、憲法第二十九条の「財産権は、これを侵してはならない。」第三項の「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」この「正當な補償」と言えるかどうか。元來補償は先払いあるいは同時履行が原則とされてゐる。この學說が正しいと思はれるのであります。しかし、建設省は、憲法第二十九条二項「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」としており、必ずしも同時履行でなければならぬというわけでもないとの學說もあり、正式の補償金の支払いは、さつき大臣がお話になつたやうに、利子を付するのであるから憲法違反ではないということにしておるやうであります。しかし、それについては緊急裁決のときの時価を基準とするのか。利子をつければよろしいという考え方なら緊急裁決のときの時価のように受け取れるが、補償裁決のときの時価とも考えられないことは

ない。いつの時価を基準として決定されるのか、明らかではありません。かりにかなり早い時期に時価の算定の基準が押えられると、権利者は現在の急激な地価の値上がりから考えまして大きな不利益をこうむるおそれが出てくるかと考えられます。これはとても利息などの問題ではございません。緊急裁決と補償裁決の間に具体的にどのくらいの期日の差があるとお考えになるのか。これは事案によつて違ふことは当然であります。緊急裁決が補償処理の困難を処理するためのものであるとすれば、あとの補償裁決がすみやかに出てくるのであれば意味をなさなくなるのであります。これについて仮補償金と本補償金の差異は清算される、それに利子をつけて損失を補てんとするにしているやうであります。その差額の中に緊急裁決後の値上がり分を含めていゝとすれば問題はないけれども、それは考慮に入れていないやうに受け取れる。公権力による私権の損失をこうむるものを考慮に入れないとするならば、これは憲法の正當な補償とは言えないと思ひます。また一方、非常に大きな利益を得るものと公平という点から政策的にはたして妥當かいなか、ここにも問題があるやうと思ひます。従つて、本案による緊急裁決のときの時価によつて定める補償は、権利者にとつてきわめて大きな不利をもたらすことになるおそれがあるものであります。私は兩者のうちいずれか高い方に基つて処理するということに当然すべきであらうと考へるのであります。が、この点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○關盛政府委員 ただいまのお尋ねに對してお答え申し上げます。今回の特別措置法の第二十条の規定によりまして緊急裁決が行なわれますと、その緊急裁決の内容に相當する事柄は、土地収用法の収用使用の効果が発生するのでございます。従いまして、その補償の額というものは緊急裁決時における時価でもつて収用委員会の裁決が行なわれる、こういう形になるわけでございます。緊急裁決は第二十条にその要件が掲げてありますやうに、「裁決が遅延することによつて事業の施行に支障を及ぼすおそれがある場合」、こういうことになつておりますので、非常に早く裁決がでますれば、本裁決を一本にやつてしまえばいいわけでございますが、第二十一条のただし書きにもありますやうに、「損失の補償をすべきものと認められるにかかわらず、補償の方法又は金額について整理を尽くしていないもの」がある。こういう場合にいわゆる仮補償金ということで緊急裁決をいたすわけでございます。

従いまして、この裁決が遅延をするというところ、三十条におきまして、収用委員会が「遅滞なく裁決しなければならぬ」ということは、収用委員会としては一生懸命努力をして、そうして収用の裁決をするということを含む条文がうらはらの關係になつております。従いまして、各事案々々によりまして、この緊急裁決が行なわれた後における補償裁決の期間というものは、必ずしも一がいにとれくらないであつたといふことは申し得られないと思ひますが、明らかに言へますことは、損失の補償すべきものがあることはある。しかし、その補償の方法、たとえ

ば金でやるかあるいは物でやるか、あるいはまた金額については若干びたりとわからない部分がある、こういう場合には、その整理を尽くしていないものについてその補償裁決に預けるということになるのでございまして、場合によりましては、十萬坪の土地を収用するといふことで足りる場合におきましても、被収用者の方から、残地として残つた土地があるからこれを一緒に収用してもらふと困るやうな場合もあると思ひます。残地収用とかあるいは建物と一緒に収用してしまふやうな困るやうな場合もありましようから、こういう場合におきましては、損失の補償の方法等につきましては、もう少し時間をかけて検討しなければいかぬという場合でありますから、補償の方法なり金額の整理を尽くさないものの内容によりまして、その収用委員会が遅滞なく裁決をするという、この「遅滞なく」は、収用委員会が懸命に努力をして裁決するわけではない、こういうことを意味するわけではない、こういうことは明らかに申し上げられると思ひます。従いまして、この補償裁決の期間が延びておりますれば、これは緊急裁決時の価格で支払うべきものが支払われないということになりますから、その差額の清算金、及びその清算金に利息を付しまして、正當な補償が確保できるように法律の規定が規律せられておる、こういうわけでございます。

○石田(有)委員 緊急裁決で仮補償をするといふことでありますから、これは緊急裁決時の価格でやるということ、これは、損失補償という性質から見て、またこの法の性質から見ても私はどうも妥

当でないと思うのです。私はやはり、公権力をもって犠牲にするといえども、い過ぎかもしれないけれども、端的に言うところの感じを受けるわけですね。そういう場合には、緊急裁決で仮補償をした時点の価格でこれを処理するということ、どうも納得がいかなければ、やはり価格が暴騰するようない。それは本裁決というか、最終的な決定の際に相当に騰貴しておるような場合においては、その価格による。あるいはまた、必ずしもいつでも騰貴するばかりではないので、下落する場合もあり得るでしょう。そういう場合には、いづれか高い方によって処理するというのが、この法律の性格上正しい判断であると思うのでありますが、これは大臣、いかがでしょうか。

○中村国務大臣 努めて被収用者の保護を期するということは必要でございます。まして、たとえばかえ地の交付あるいは住宅の問題、再建整備の問題、これらにつきましてはこの特別措置法では配慮をいたしておるわけでございます。ただ今御指摘の点は、公平に見まして、緊急裁決がありますと仮補償金がきめられて、緊急裁決がありますと同時に起業施行者にその物件の収用使用権が発生するわけでございます。従って、収用使用権が発生して収用使用が行なわれた時点がやはり補償の基準時期として公正なものである。できるだけ相手方の立場を考慮し、利益を保護するということは必要ではございますが、筋道としてやはりそこに時点を置く。そのかわり、その後収用裁決が行なわれまして、裁決金額が明らかに算出をされました場合には、その差額に利息を付する、こういう建前がやはり公

共事業として、また一般通念として妥当な、公平ないき方であるというように実は考えておるわけでございます。○石田(有)委員 この点は一義論としては大臣の意見の通りだと思ひます。しかし、この法律の性質は非常に権力を強化して、一方のものを犠牲にするような特別な法律でありますだけに、やはりなるべく損失は十分に補償するという精神から見たならば、そのどちらか高きによって処断をするというところが、私は当然であろうかと考えるわけでありまして、これは意見の相違でございます。

次に、この被収用者は土地等を収用され、生活の基礎を失うときは、申し出による生活再建措置がとられることとなるが、起業者による実施義務、地方公共団体に協力義務を負ふこととし、特に「国及び地方公共団体は、法令及び予算の範囲内において、事情の許す限り、生活再建計画の実施に努めなければならない。」と言っておる。なるほどその趣旨、精神はよくわかるのでありますけれども、「国及び地方公共団体は、法令及び予算の範囲内において、事情の許す限り、生活再建計画の実施に努めなければならない。」という程度では、これは全く見せかけだけのものであつて、かゆいところに手の届くような措置がとられなければならない法律であるにもかかわらず、うたい文句に終わつておる、こう思ふんです。たとえば具体的なお開墾、干拓、国有林の売り払いなどのこととは全然触れていない。しかも、被収用者からは、その「実施のあつせんを都道府県知事に申し出ることができ、これは何でしようね。知事に

あつせんを申し出ることができ、知事にお願ひする。これくらいのことでは、これは起業者本位となり、事実上の空文にひたしものであると思ふのであります。具体的にどの程度に一体これをお考えになつておるのか。ただ、これはあくセサリにちよつとつけただけじゃないか、こういう感じが強いのであります。いかがですか。○關盛政府委員 この生活再建対策についての御議論でございますが、今回の特別措置法におきましては、その四十七条の規定の前に、現物給付に関する四十六条の規定を新たに、今までにないこととありますが、入れまして、これらと両方相待つて、特定公共事業というものが実施される過程におきまして、土地収用法の事業認定の効力を付与せられました以後におきましても、協議という形で両当事者間の話し合いで土地等の取得をする場合もあるわけでございますが、そういう場合におきましても、現在金銭補償という建前になつておりますが、四十六条におきましては、起業者は、それらの関係権利者から特定公共事業を施行する人に対して現物による土地建物、宅地、耕地の造成その他金銭以外の方法でいわゆる補償を要求された場合におきましては、努めてその要求を聞くようにする、という一つの原則規定を入れまし

た。と同時に、その手続関係の規定も、従来の公益事業なり公共事業の実施についてはないわけでございます。で、今回四十七条の規定を入れたわけでございます。調査会の答申におきましても、そのような趣旨の答申が行なわれたわけでございます。従いまして、四十七条は、協議により契約が成

立することによって実施されます場合と、それから損失補償が決定されました、その対価の一部として補償と相待つて行なわれる、補償とプラスして行なわれる、この二つの場合があると思ふのでございます。現物給付の場合におきましては、内容的には四十七条の一項の各号列記に掲げよう事項は、その補償の一部として行なわれる場合におきましては、第四項におきまして生活再建のうち特定公共事業を施行する者が、これは起業者が実施をしなければならぬ義務を負担していることになり、生活再建が補償と相待つて行なわれるという場合におきましては、その起業者が、大多数の例におきましては知事にそのあつせんを申し出てもつてする宅地なり耕地なり、あるいは住宅店舗その他必要環境整備に關する事業は、知事にあつせんを依頼をする。そして、その手続関係を第三項に規定いたしました。関係行政機関なり、その他市町村長なり、それらの人が特定公共事業を実施する者と協議をいたしまして作成された再建計画につきましては、たとえば住宅の供給のようなものでありますれば、これは公営の住宅なり、あるいはその他の特別の財政資金によりまして金融公庫なり公団等が実施いたします住宅、その他の農地開墾等につきましては、現在の制度のもとにおいて許されているところのいろいろな手当を随時請じてもらうように、知事を中心として行なう、また国がその一部を実施しなければならぬ責任のあるものは、国も努める。こういう形でこの事業の再建計画の推進をはかつていきたい、こ

うのがこの規定の趣旨でございます。○加藤委員長 この際、ちよつと申し上げておきます。ほかに質疑の通告者が五名ほどございますので、質疑答弁ともなるべく簡潔にお願いいたします。

○石田(有)委員 従来の収用法でもそれは全然なかつたわけではないので、これはたとえば家屋の移転等の施行というふうなものは、従来の収用法でもやっておたようであります。今度は物的なもので補償をするという道が明らかになり、同時に生活の問題も保障するということになつてはいるわけですね。体裁としてはいいのだけれども、具体的に一体どうするかということが義務づけられておらないということになります。先ほど指摘したように、単なるあくセサリだと言わざるを得ないのです。

この問題をなぜかましく言うかと申しますと、たとえば先年阿賀野川の電源開発が行なわれました。私ども、近いのでよく現場を承知しておりますが、一軒の家で数千万円の補償金をもらつたうちもあるぐらいです。ところが、利息につられてあつちへ貸し付け、こつちへ貸し付けて、たちまちのうちに、二、三年の間に一文なしにはたいてしまつた中に、一番金気がきいたといわれている一人のごときは、若松市に出てきて旅館営業を始めた。ところが、山の中のおやじさんが若松市へ来て旅館営業を始めたけれども、人にまかしてやるわけにいかないものだから、結局自分で、夫婦二人でやつておる。客あしらいも何も知らない。莫大な資金を使つて宿屋を開業したけれど

も、どうも一向ものにならないという
ような事例が非常に多いわけです。

ですから、愛知用水公団の場合の立
ちのきをする人たちに對しても、
私どもも現地に於いて参りまして、
そういう事例が多いから、ただ金だけ
で処理をすべきではないのではない
か。それにはやはり適当な入植地を見
て、農業を多年営んできた者は、農業
を従来より若干条件のいいところで
継続するようにすべきではないかとい
うようなことの指導、督促もいたしま
したが、そういう点で、やはり今後こ
の対策をお考えを願わなければなら
ない。それについては具体的な問題がほ
んどと書いてないので、ただうたい文
句としてはいいのだけれども、山間部
の部落であるならば開墾の問題とか、
あるいは農地造成の問題とか、ある
いは国有林の売り払いというような
ことについては農業基本法でも指
摘をされておるし、今後どう取り扱
われるか、林野庁でもおられればそ
の点をよく伺いたいと思つたのであ
りますが、具体的な点でありませんが、
そういう点で少しも具体的でないとい
う点が少いのでありまして、この点
が私は心配なのでありまして、この
点はやはり問題であると思つていま
す。

委員長の御注意もありましたので、
その次に進みます。補償の基準につ
いて、従来各省間で、たとえば農林省
と建設省との間にその基準が統一さ
れていない。あるいは駐留軍の接収、電
源開発、農地開発、土地改良というよ
うな場合に、それぞれ別の要綱によつ
てこれがなされておるのであります。

特別措置法による基準はいずれによる
のか。別の要綱を新たに設けるのか、
明らかにしておらないのであります
が、これも政令等があればお示しを願
うのであります。

○中村國務大臣 御承知の通り、この
法律は先刻も申し上げましたように、
土地収用法が基本法でありまして、そ
の上に立つた法律でございます。従
いまして、本法に規定のない事項はす
べて土地収用法の各条項を適用して参
るわけでございます。従つて、補償基準
につきましても、原則的には土地収用
法の規定の上に立つて参るわけでござ
います。土地収用法におきましても、
基本的な補償基準と申しますか、補償
の基準については定められております
が、なお私どももいたしましては、本
法の実施にあたりまして公共用地審議
会の内部に補償基準というものの検討
をいたす機関を、方法を講じまして、
そして具体的な一つの補償基準をな
おさるに整備していきたい、こう思つ
ておるわけでございます。あくまで公
正妥當な補償が行なわれますように運
用していきたいと思つております。

○石田(有)委員 実は土地収用法の基
準というものが問題にならないので、
事態が混乱しておる。ですから、そ
ういふうないろいろなところにいる
ような基準があるけれども、それをど
んくずして、今日のような混乱状態
に陥れておる。水田一反歩四十
何万円とか五十万円という山の中
でも、一般価格の数倍の補償金を出
すような電気会社が出てくると、そ
れが至るところの補償基準に悪用さ
れるというか、そういう面が非常に
あるわけ

すよ。ですから私は、あまりかたくな
な基準というものをやることな
しに、相當運用の幅のあるものであ
つて、やはりその基準によつて大體措
置できる、こういう権威のあるもの
を作らないと、今後幾らでもこの問
題が紛糾してくる。ですから、ま
あお作りになるというところであ
りますから、この点は十分御配慮を
願わなければならぬと思つていま
す。

次に、私は、補償金に対する課税の
問題をちよつとお尋ねしたいと思
つて、租税特別措置法によつて、現
行土地収用法により収用された場合
の補償金に対する措置がございませ
ね。これは二分の一に減額されて課
税されておる。しかし、今回の特別
収用にあたりましては、強力に進め
られるのであるから、権利者の立場
を考へて、特別高度の減税がはかれ
る必要があるのではないか。すなわ
ち補償は損失を補てんする趣旨であ
ります。所得とは言えないのであり
ます。そういう趣旨でなければなら
ないと思つて、答申にあるこの各項
は、大蔵省の絶対反対になつてしま
つたといつておる。私はこの問題に
ついては、今後また相當の問題が再
燃してくる性質のものでありまして
、今後の大臣の所見を承りたいと思
つて、

○中村國務大臣 御指摘のように、公
共用地取得制度調査会の答申にも、
かような特別措置法を制定して運用
して参るについては、税について今
御意見のような方法をとるべきであ
る、こういう答申をいただいております

ます。しかし、本法を提案するまでに
その運びに至りませんで、私どもも
この点につきましても急速に答申の趣
旨に沿うような結果の実現いたしま
すように、一極力検討をして参りたい
と思つております。

○石田(有)委員 次に、公益事業局長
にお伺いしたいのであります。電柱
についての補償並びに線下補償で
ありますが、従来は農民なりその
権利者の請求によつて補償が行な
われてきたやうであります。大部分
の農民は、二十五年に失効となり
ました古い電気事業法を誤り伝え
られて、ほとんど請求もしないまま
になつております。最近、一部の農
民が単価引き上げや取扱いの不合
理を指摘して、ようやく持参払いに
改められた部分もあるわけであり
ます。しかし、線下補償要求に對
しては、新設工事に対するものと、
既設工事に対するものと、二つあり
まして、会社側は既設分については
なかなか線下補償要求に応じよう
としておらないのです。これは私
は非常に問題があらうと思つていま
す。会社側の態度では、九電力の
電気事業連合会が中心になつてこ
の問題を取り扱つておるやうであ
りますが、そこでは法律的な解釈と
いうものを發表しておる。事業者
の法的見解として伝えられると
ころは、次のやうなものであります。

「農地上の上空占有は、空間のごく一
部であり農耕等の土地利用に影響が
少ない。従来は、電気事業法(昭和
二十五年失効)第九条で当然公用使
用権があり、使用権の認定が無用で
あつた。従つて、既設の大部分は使
用貸借契約であり、口頭契約で無償
になつてゐる。」、この断定してお
る。それから

「線路架設の際、踏切料を実額以上
に支払つてゐる。(これは権利補償
を含んでゐる)」、こうしておる。
それから「線地地主は黙示の承認を
得てゐる。」、こういうことをいつ
ておる。それから「都市周辺はケ
ース毎に地価差損を補うのも止む
を得ないが、これを農地にまで一般
化する根拠は薄い。」、こういう
建前をとつておるわけでありま
す。公益事業局長に伺ひますが、
昭和二十五年に失効した電気事業
法のもとで、一方的に押しつける
的に承認または黙示——黙示とい
うのはどういふ意味かはつきりわ
かりませんが、いわゆる黙認させら
れたやうな状態だと思つて、あり
ますが、こういうものに対する法
律的な効果というものをどうお考
へになりますか。

○大堀政府委員 ただいまのお尋ね
の最初の問題は、電柱敷地料の問
題だと思つて、電柱敷地料の問題に
ついては、現在電電公社と同じ立場
にございまして、大體同じ基準で
補償基準をきめまして、それによつ
てやつております。

後段で御質問になりました送電線
を作りました場合の線下補償の問題
につきましては、従来実害を及ぼす
かどうか、具体的な実害がある場合
は当然補償いたしますが、具体的な
実害のない場合は一般的に補償しな
いので、地主の承諾を得て送電線を
引いておるといふのが従来長い慣
例になつておるわけでありまして、
最近におきまして、これについての
補償についていろいろ御意見が出
ておりますので、取り扱いにつきま
して補償問題でいろいろ問題がござ
いますので、補償問題研究会という

の会を設け、

の会を設け、

の会を設け、

の会を設け、

作っておりますが、その方で具体的に
取り上げまして検討いたしておるわけ
であります。その検討の結果によりま
して、慎重に話をしておるわけ、かよ
うに考えておるわけでありまして、

●石田(有)委員 研究会等で具体的な
結論を出されるのはけっこうでありま
すが、要するに従来の昭和二十五年に
失効しておる電気の電業法に基
づいて、電気会社はいわゆる既得権と
して主張しておいて、今日補償の要求
になかなか応じないでいるのですが、
そういう場合に農民は泣き寝入りをし
なければならぬのかどうか。法律的
にどうお考えになるか。

●大堀政府委員 過去において作りま
したような送電線の線下の問題につ
きまして、従来長い間補償しないとい
う慣例で、きておりますが、最近都市
周辺あたりになりますと、宅地に転換
したいという場合に、差額の問題等につ
いて議論が出ておるわけでありまして。
先ほど先生御指摘になりました点は、
連合会の内部意見でございまして、私
どもまだ公式にそういう解釈だとい
うことをいたしておるわけではござい
ませんが、法律上の取り扱いといたしま
しては、私権に関する問題で、なか
なむずかしい問題でございまして、
私も今ここでどういう取り扱いをす
べきかというのを早急に結論を申し
上げることができない事情にあるわけ
でございまして、十分この点は検討
いたしまして結論を出したい、かように
考えております。

●石田(有)委員 大臣に伺いますが、
昔は、昭和二十五年までの法律では、
公益事業者の、いわゆる電気会社の権
限がかなり強いものがあつて、そ

れで農民は泣き寝入りをさせられて
おつた。しかし、その法律は効力がな
くなったが、その法律に基づいて一つ
の慣例のようなものがあつて、ただ使
われておる。法律はなくなったが、や
はり慣例で使われておる。こういう場
合に、著しく私権を侵害されておるわ
けですね。そういう慣例は、公序良俗
といひますか、いわゆる法律の建前で
認めらるべきものと御判断になります
か、どうですか。そういう実情のもの
にあるにもかかわらず、今度のような
特別措置法ができますと、さらにまた
起業者が、その公権力を乱用するおそ
れがあるから、私はその点の見解を明
らかにしてもらいたいと思つておる。

●中村国務大臣 基本的には、収用及
び使用等を行ないます場合には、適
正な補償を行なわれるべきだと私は思
います。従ひまして、今後の問題とし
ましては、これらの点につきましても
適当な補償基準等を作成いたしまし
て、遺憾の点のないようにすべきであ
ると思ひます。ただ、過去の事例につ
きましては、先ほど公益事業局長から
もお話がありましたように、一応承諾
をとりつけて建設をしておる。しか
し、時代がだんだん変化して参りまし
て、これをどういうふうにするにばい
て、問題をどうにか。この問題は、今後
の問題とは別に、すでにできておる
過去の既成事実につきましては、いろ
いろ研究を要する問題だと思ひます
が、どうもそれについては、私も直
接所管の立場にございせんから、同
じような事情はわれわれも具体的にい
ろいろ接してありますが、私の立場と
しては明確な意見を申し上げかねるよ
うな状態でございまして。

●石田(有)委員 過去の問題がやはり
私は問題だと思つておる。これは公益
事業局長といふか、あるいは通産大臣
といふか、怠慢だと私は思ふ。これは
少ない問題ではないのです。全国的な
問題です。いまだに結論も出していな
い。なるほど、電気事業者の一部の意
見に相違ないけれども、あなたの方の
態度はそれを黙認しておる態度です。
なぜ早くこういうものを結論を出さな
いのですか。だから、電気事業、発電所
等をやる場合に、農民の反感が全部
ここに集中するのです。こういうこと
について、もっと誠意を持って当たら
なければ、今後この法律ができてモ
ムズに用地の取得はできないでし
よう。

線下補償について具体的な例を一つ
述べますと、実は私のおいが、どうし
ても宅地の適当なところがなくて、
宅地を高圧線の下に選んだ。それから
準備をした。ところが、それは電気事
業法違反だ、そこに作らしてはならな
いといふことになった。そういう場合
に、何らの補償がない。それは当然だ
と思ひますか。そういうものについて
は、一方は営利会社でしよう、指導監
督するのはあなたの方じゃないですか。
電気会社には勝手なことを言わして
おいて、あなたの方はそれに手を下
さうとしない。そういう事例が全国至
るところにある。あるいは私の地方の
山林の下は、木が伸びていくと切
り、背が伸びていくと切つた切
り、ただで切つた切つて、何も補償
しない。しまいに困り抜いて、今度は
下から切つてしまつて、そこは空地に
しておる。私の宅地にもある。私の宅
地にくだもの植えてある。くだもの

が大きくなってようやく実がつき始め
ると、来てはぶつた切つておる。そう
いうことが公然と行なわれておるわけ
です。あなたの方は、そういうものに
して一体どうお考えになっておるま
すか。

●大堀政府委員 ただいま御指摘ご
ざいましたたとえば山林でございま
す、当然線を引きます場合に下のと
ころは伐採することになっております
から、山林の場合はこれは伐採補償を
いたしております。

それから、最初住宅地になっており
ますような場合は、これは賃借ある
いは使用権を設定して当然補償を払
つておるわけでありまして。

問題は、農地の場合におきまして、
鉄塔を建てます場合には、鉄塔の敷地
はもちろんです。これは賃借なり買収
いたしますから問題ございせんが、鉄
塔の間を電線を引いておるわけでご
ざいます。これは従来通常の場合に
は、災害がないといふことで補償を
いたして、かりにその農地が宅地に
転用されるような情勢になつてきた
地点におきまして、宅地に転用し
ようと思つたがで
きないといふ問題が、御指摘のよう
に起きておるわけでございます。そ
の辺につきましては、これは開闢以
来やつておるものでございまして、
その取り扱ひにつきましては電気事
業の経費について相当大きな影響
のある問題でございまして、取り
扱ひは補償問題
研究会で現在検討いたしております
が、その上で結論を出すようにいた
したい、かように考えておるわけ
であります。

こらえるというから、この先何年くら
いかつたら結論が出るか存じませ
んけれども、ずいぶんのききな話で
すね。昭和二十五年以来何年にな
りますか。いつごろ結論が出る予
定ですか。

●大堀政府委員 いつごろということ
までここで申し上げかねますが、で
きただけ早い機会に結論を出すよう
に努力をいたしたいと思ひます。

●石田(有)委員 大臣、これはよく聞
いておいて下さい。こういう実情な
んですから。だから、こういうふう
な公権力を強化する、そして私権
を抑制するといふことに対する農民
の反感が起るのですから、今後の
この法運用については十分考慮さ
れなければならぬと思ひます。

それからなお、電気事業連合会の
昭和三十四年度の調査によります
と、線下の総面積一億二千八百
万坪に對し、有償契約は九百
余万坪、これは主として都市とな
つておる。従つて、無償使用を行
なつておる一億二千八百万坪は
口頭契約があるはずであり、また
支払うべき相手方が不明なため無
償となつておる、などといつてお
るわけですが、この数字は電気事
業連合会が示したんだから間違
ないでしようが、一億二千万坪
も無償で使つておる。こういう横
暴なところへ、今度特別措置法な
どを作つたら、何をやり出すか
わからぬ。われわれはそれが心配
なんです。いかに特権意識の強い
ものであるかを、公共用地取得の
特別措置法の成立ともなれば、ま
ことに公権力を最大限に事業の
美名のもとに公権力を最大限に

利用し、権利意識の薄い農民を欺瞞してきたことが、農民の積極的な抵抗の現われとなってきたのであると断ぜざるを得ないのです。

最近、長野県下の事例を調査したところによりますと、ある電力支店関係で大正以来の有償契約件数は七軒であるということが判明いたしました。事業者側は一部の権利者が多大な要求をしつづけたときめつけているが、その裏づけは数十万分之一にも該当しないという事例が明らかになったのであります。公益事業局長はそういう事例をよく御承知でありますようか、どうでしょうか。

○大塚政府委員　先ほど申し上げましたように、現実には実害のある場合は補償をいたしておりますが、一般の場合に実害がないということで補償をいたしていないわけでございます。その率は、大体御指摘のようになっておるわけであります。具体的に実害があるかどうかという点についていろいろ御意見はございますが、従来そういう解釈をいたして参っておりますので、そういう点について十分検討いたしたいと思っております。

○石田(有)委員 どうも、ずいぶん頭もはげていらっしやるけれども、言うことも全くなっていない、実際そんないいかげんな話ってありますか。これはまことに驚き入った話ですよ。実害があるとかないとか、何を一体あなたは判断しておるか。私がさっき言った通りではありませんか。たんばの中にあの線が張られているために、下の苗しろはそのしずくが落ちるだけでも大きな被害を受けているのです。そんなことは電気会社は全然無視しておりま

す。あの電柱一本だつて、電柱一本の敷地だけしか補償してないけれども、電柱一本立っていることによって稲に日光の当たる比率がどれだけ低下するか、それによる減収がいかに大きいか、それはちゃんと農林省の調査にありますよ。被害がない、あればなどという。一体何をいうのです。あるとかないとかではないじゃないですか。線が張られておったり、柱が立っておったり、被害がないとは何ことですか。全部被害がある。被害がないところは、どこもない。どこを押せば一体被害がないと言えるのですか。一つ被害のないところを事例をあげてみて下さい。

○大堀政府委員 電柱につきましては、電柱一本当たり幾らとそれぞれ基準がきまつておりまして、それは災害を含めた使用料という形で補償しておるわけであります。先ほど申し上げましたのは、鉄塔と鉄塔の間の送電線の下の地域につきましてどうかという問題だけが、実は今日まで残つておるわけであります。これは私どもは、從來実害がないということできておりますので、今日いろいろ御議論が出ておりますので、その点につきましては十分検討いたしまして結論を出すようにいたしたい、こういうように考えております。

○芳賀委員 石田委員の質問に関連してお尋ねします。

今、局長は、線下は被害がないと言われたが、その場合、現在においても被害補償を行なっておる会社と、行なっていない会社がある。それから、会社についても、いろいろ行なっておる地域と、行なっていない地域がある。

る。ですから、補償を行なっておるの
はどういう理由でやるのですか。被
害者がいないというのに、何のた
めに会社が線下の補償をやってお
るのですか、その理由を明らかに
して下さい。

○大堀政府委員 従来農地ということ
で、ただいま申し上げましたような状
況になっておりましたものが、最近宅
地に転換いたします場合に、宅地に転
換できないからその差額を補償しろと
いう、最近そういう事例が出て参りま
したので、その点についてどういう方
法で処理いたしますか、補償をどうい
うふうに考えていくか、これらの点に
つきまして現在検討をいたしておるわ
けであります。検討の結果によりまし
て処置をいたしたいと考えており
ます。

○芳賀委員 それは、あなた、ためですよ。あなたは農地に関しての線下補償は絶対行なっていないということとを断定できますか。宅地以外は行なっていないということを、あなたは責任を持ってここで断定できますか。

○大塚政府委員 従来それが一般であつたわけでございます。私も全部のケースを当たつておりませんから、具體的ケースはわかりませんが、最近先生方の御指摘のような議論が出ておりますものでございますから、その点について十分実態を調査いたしましたて、また補償の考え方なり基準というものを検討いたしましたして結論を出したい、かように考えております。

○芳賀委員　そういう無責任な答弁じゃいかぬですよ。あなたは政府の役人でしょう。会社の役人じゃないんで

しょう。何でもかんでも会社の利益擁護みたいなことしか言わぬじゃないですか。

私の尋ねたのは、被害がないという根拠が明らかにされてないわけです。それから、農地に対しては、会社が線下補償をやっていないという、そういうでたらめな答弁をあなたは何に基づいてやったのか。これは重大な発言じゃないですか。絶対に責任を持って、宅地以外は線下補償が行なわれておらぬですか。

○大堀政府委員　たとえば電線を張ります場合の踏み荒らし料という形で現在出ているものがございます。それから、雨だれがたれて収穫の損失が出るというケースで出ている場合もあるようでございます。しかし、一般的には実害がないということで補償いたしてないというのが現状でございます。

○**芳賀委員** そうじゃないのです。あなたは農地に対しては補償を行なっておらないというから、そんなばかなことではないじゃないかということを指摘しておるわけです。今の答弁によると、やはり農地についても被害を認め、全部じゃないが、一部補償を行なっているじゃないですか。そういうことを正直に言わなければだめですよ。

○大堀政府委員　先ほど線下補償という問題として、線下補償としての形で一般的にはないと申し上げたのでございしますが、ただいま申し上げましたように、工事の際に踏み荒らし料というような形で出しておるというケースはございます。

○芳賀委員 それでは、その事実を資料によって明らかにしてもらいたい。

です。九つある配電会社の中で、会社ごとについて、農地並びに宅地について線下補償がどのように行なわれておるか。従来の農地の当該所有者との補償に対する契約というものは、どういいう契約内容に基づいて補償が行なわれておるか。そういう点については、委員長から資料の提出を要求しておいてもらいたいと思います。

○加藤委員長 わかりました。

さん質問はできぬが、なお建設大臣にお尋ねします。

場合、これは第二条にはいろいろ示されておりますが、その中の七号に、電氣に関する臨時措置に関する法律ある等は旧公益事業令に関する事項についてここで定めておけるわけですね。中に、「電気事業の用に供する発電施設又は送電変電施設で政令で定める主要なもの」ということになっております。送電施設ということになると、当然鉄塔だけが送電施設ではないと思います。やはり鉄塔から鉄塔の間にわたつてゐる、むしろ送電線に目的があるわけですから、そうなると、線下における被害等については、当然これはこの法律の対象になるわけですが、建設大臣としてはどういう理解の上に立つておりますか。

○中村国務大臣 送電線につきましては、先ほど政令案の際に申し上げましたように、電圧十万ボルト以上ということに基づいて適用事業の範囲にいたしましたのですが、このうちさらに公共用地審議会におきまして、具体的ケースについてこの特別措置法の適用事業に取り上げるかどうかということ

を検討して最終的にきまるわけでござ
います。

さらに、ただいま御指摘の補償の問
題につきましては、私どもは、鉄柱を
立てます場所はもちろん、線下等に
つきましても損害のある限りはやはり
補償をすべきものと考えます。従いま
して、今後の措置といたしましては、
先刻も申し上げましたように、補償基
準の策定をぜひ迅速に進めたいと思
っております。この補償基準の作成にあ
たりましては、もちろん関係当局の意
見もお聞きいたしまするけれども、独
自の立場で適正な補償基準を立てま
して、この適用事業について運用して参
りたい、かように考えております。

○芳賀委員 それでは、この特別措置
法においては十萬ポルト以上というこ
とに限定はありますが、原則として
は、そういう送電施設、線下における
損害の補償等というものは、当然損害
はあり得るという前提の上に立つて補
償されるということを言明されたと思
います。

そうすると、この特別法は土地収用
法の規定に基づいておるわけですね。
そうすると、当然これらの発電とか送
電事業等に対する土地収用法の規定に
基づいても線下の補償というものは行
なうべきである、そういうことになる
と思ひますが、間違ひはないですか。

○中村国務大臣 この特別措置法は土
地収用法の特例であり、土地収用法が
基本法でございます。従ひまして、基
本法と、この特別措置法適用事業と補
償の算定基準等について差異のあるべ
きははずはないと思うのであります。た
だいまの御指摘の問題の点につきまし
ては、私どもは私権について損害の存

する限りは、その損害を適正に算定を
する基準を立てまして、適正な補償の
実施されるように運用して参りたいと
思っております。

○芳賀委員 それは大臣の言う通りな
のですが、それをたまたま通産省にお
いては、公益事業局などはことさらに
怠慢をもつて、そうして会社等に対し
て、当然行なうべき補償を、あたかも
行なわなくてもいいような解釈と指導
をやっておるというところは放置できな
い態度だと思ひます。ですから、今度
はこの法律は当然建設大臣の主管にな
るのでありますからして、今までの誤
りも、これは当然この機会に全面的に
正すべきだというふうなわれわれは考
えておるのですが、そういう御意思は
ないですか。

○中村国務大臣 先ほども石田君の御
質問の際にお答えを申し上げたのであ
りますが、今後の問題としましては、
私どもはただいま申し上げたような方
法でいきたいと思ひます。過去
のことににつきましては、長い間の歴
史があり、あるいは現実に損害があり
まして、戦前等から起こっておりま
す古いものにつきましては、いろいろ
その当時の事情によつて設置されてお
ると思ひます。従ひまして、
過去の施設についての取り扱いにつ
きましては、今後とも公益事業局あるい
は関係電力会社等において検討をして
いただいて、できるだけ一般国民の納
得するような線で解決の道を講ずべき
である、抽象的にはかように思ひます
が、これは過去の既成の事実につきま
しては私どもの関与する範囲でござい
ませんから、お答えを差し控えてござ
います。こう思つておる次第で

あります。
○芳賀委員 そこで、公益事業局長に
お尋ねしますが、とにかく二十五年以
来もう十年以上たつてゐる。その間こ
れはしばしば国会においても問題に
なつたことなんですよ。局長はときど
きかわつておるが、しかし、問題は解決
されてないわけですよ。特に先ほども
話があつた通り、公益事業局の中には
補償問題研究会というのがあるでしょ
う。当然この研究会では、これらの大
きな課題になつておる線下補償の問題
も扱つておられると思ひます。われ
われの知る範囲では、この研究会の
メンバーなるものは、ほとんど起業者
側とみなされるような委員だけを並べ
て、被害を受ける被収用者側の委員と
いうものは一人も出ておらぬ。こうい
う構成では、適正な検討とか、あるい
は結論を急ぐというような作業は絶対
にできないと思ひます。どうです
か、その内容は、研究会のメンバーは
どうなつていますか。

○大堀政府委員 委員会は電気事業関
係者も、もちろん入つておりますが、
学者も入つておりますし、関係各省の
方も入つていただけておるわけ
であります。

それから、先ほど多少私の説明が不
十分であつたかと思ひますが、建設大
臣がおっしゃいましたように、実害の
ありますものは補償するということは
決して私どもも否定いたしておるわけ
はございません。

○芳賀委員 そういうことを繰り返し
てもしょうがないので、これはあとで
通産大臣を呼んで聞きます。局長程度
ではしょうがないけれども、こういう
事例は知つていますか。これは昭和二

十七年の七月四日に、東京都の収用委
員会が裁定を下した中に、要点だけ
を申し上げますと、この線下補償につ
いては、田については六円、畑について
は十二円の、これは起業者の方からこ
ういう補償を行ないたいということが
申請された。これは一応不当とはみな
されませんが、しかし、当然これは起業
者側において全使用期間分を補償する
のが妥当であるという裁定が下されて
おるわけですよ。これは単に踏み荒らし
料なんというものではない。その送電
が行なわれておる全期間を通じて持続
的に補償というものは線下においても
行なうべきである、こういう東京都
の収用委員の裁定というものが昭和二
十七年の七月四日に下されておるわけ
なんです。何も首をひねる必要はな
い。こういうのがわれわれの元にある
のですから。ですから、こういう公
的な委員会の裁定等もあるのだからし
て、被害があるかないか、これから検
討したり研究してやります、そういう
ことではないと思ひます。ですから、
もう少ししまじめに、この法律にも
私有権の侵害はしない、それを前提に
して、憲法の精神をこの特別法に受け
継いで、正當なる補償をやるというこ
とが書いてあるとすれば、当然この土
地については、地上権についても地上
に無限大に及ぶということになつてい
るのだからして、送電線は、これは空
間の占用だから被害がないということ
にならぬですよ。それは当然私有権に
対する侵害ですからね。ですから、こ
ういふ点については、今日は通産大臣
は来ておらぬが、法案提案の主管者で
ある建設大臣がこの際政府を代表し
て、今後の措置について具体的に明ら

かにしてもらいたい。今後の問題もそ
うでございますが、既往の分について
もこの際同様に解決しなければなら
ぬ、そういう熱意を持つておるとい
うことは言明してもらいたい。

○中村国務大臣 先ほども申し上げま
した通り、今後の分につきましては適
正な補償が行なわれますように、われ
われは最善を尽くす考えであります。
同時に、既往の点につきましては、あ
いにくと電力関係の所管大臣が見え
ておりませんが、私ども政府部内にお
きまして連携をいたしまして、適正な措
置を講ずるよう努めて参りたいと思
ひます。

○石田(有)委員 時間の関係で、も
う一問くらいで終わりたいと思ひ
ます。

先ほど来、公益事業局長は、法的な
解釈ということについて全然触れよう
としないのでありますけれども、
これは心得ておられるはずだと思ひ
ます。何回も繰り返しますように、旧
法の失効に伴う権利の経過規定が実
は旧来のものは私的な使用関係の設
立とは別個なものである。従つて、公
権力による使用権は公法の次元で使
用されるので、根拠規定が失効した以降
の線路の存在は違法占有である。こう
いふふうに私は断定しなければなら
ない。ですから、失効しているのだから、
本来はこれは取り除くべきもので
あります。しかし、公共事業の施設で
あれば別に考え方もあるかもしれぬ。
しかし、これを法律的に解釈していき
ますならば、農民はその路線の撤去を
要求するところの私的な権原があるも
のであると考えるのであります。こ

の点について局長はいかがにお考えになりますか。

○大堀政府委員 従来、旧電気事業法がございましたが、当時の法律に基づいては、これはやはり当時の法律に基づいてやっておることでございますが、その後におきましてやはり土地所有者の承諾を受けてやっておるようになっていますので、補償はいたしておりませんが、私には私法的にも有効なものではないかと考えております。ただいまのお尋ねの点に十分お答えしていきませんが、私法的に有効なものであると私は考えております。

○石田(有)委員 そういふ答え方ではなくて、権原を規定した法律は失効してしまつて、経過規定が何もないのだから、農民は私法的権原を主張して、撤回を要求する権原が与えられておるのではないかと。こういうことなんです、どうですか。

○大堀政府委員 補償の有無の問題は別にいたしまして、やはり敷設につきましては当然に承諾を得てやっておりますので、敷設したことについてはあとで撤回しろという御要望は——かりに電力会社が不法にやつたような場合がございしますれば当然これは撤去してよろしいかと思いますが、これは法律は現在ありませんけれども、承諾を受けてやっておることでございますが、撤去を要求されるのは困難じゃないかと思ひます。

○石田(有)委員 この点は実は通産大臣を呼んで、もっと明らかにしなければならぬ事案であります、ただいま通産大臣は予算委員会でおいでになれないようであります。まだこの問題

はもっと明らかにしなければならぬ。承諾をしたかしないかという、その承諾の仕方が問題だ。要するに承諾せざるを得ないという法律のもとにおける農民の考え方が違つて、法律上拒否できないぞといわれて、法律上拒否できない弱い農民は泣き寝入りをしておる。しかし、今度はそうではなかつた。やはり私権の行使ができるんだということがわかつてきた場合には、これは性質がかわつてくる。だから、そういうことがわかつてきたから、至るところに線下補償の問題が起つておるのだが、電氣会社は言を左右にして応じない。勝手な解釈をして、その解釈のもとに農民の要求をしつくりしておる。そういう事態に対して、指導監督の責任ある通産省は何らなすところを知らない。もう旧法が失効してから十年にもなるのに、いまだに結論も出ない。一億二千万坪もたで使つておる。そういうものに對する措置も行わないというところになると、私も今度の特別措置法というものに対しては、軽々しく賛成するわけにはいかないというところになるのです。これは大臣もよくお聞きになつておられたことでありますし、また別の機会にこの問題は取り上げて追及しなければならぬ問題でありますけれども、一応時間の都合もありまして、私の質疑は以上をもつて終わります。

○加藤委員長 北山愛郎君。

○北山委員 この法案は農業基本法みたいな原則法ではないのですけれども、しかし、国民の私権に直接に及ぼす影響というのは非常に大きいわけですから、従つて、われわれとしてはこういう

う法案は特に慎重に扱わなければならぬと思うのですが、きょうは非常に原則的なところか、気のついた問題だけ一つお伺いしたいと思います。

まず第一に、石田さんもお触れになりましたが、この特別措置法案というのは、公共用地取得制度調査会が昨年国会を通つたときの内閣委員会の附帯決議に明らかに違反する内容を持つてゐるのじゃないかという点であります。そのときの附帯決議を見ますと「政府及び公共用地取得制度調査会が、土地収用法の検討にあつた以前に、起業者に対し、被収用者の意思に反して、その使用権を認めるがごとき公権力の強化に依り私有財産権を侵害することのないよう特に考慮せられんことを強く要望する。右決議する。」。こういう附帯決議がついてゐるわけですが、

ところが、今度の法案の中には、明らかに公共用地取得制度については、たくさんその外にも問題点があるにもかかわらず、問題は起業者の土地取得というものをスムーズにやるというところに重点が置かれてゐる。そして、事業認定なり緊急裁決というやうな特別な制度を設けられてゐる。そしてこの緊急裁決のごときは、補償額決定以前にその土地が使用されるといふやうなことを認めてゐるのですから、これは明らかに内閣委員会の附帯決議に反してゐるといわざるを得ないのですが、この点について建設大臣はどのようにお考えになつておるのですか。

○中村國務大臣 土地収用法に緊急使用の制度がございしますが、附帯決議の

御趣旨は、緊急使用の制度のような方法によつてまだ補償の見通しも補償額もきまらないのに土地を取り上げ、物件を収用するやうな行き方はよろしくない、という意味の御決議のように承知いたします。今回のこの立法にあたりましては、これらの点を十分検討をいたして、起業者が土地物件の収用使用のできますためには、概算見積もり額をきめまして、同時に概算見積もり額を決定すると同時に、緊急裁決はできないといふようにいたしました。少くとも補償額と大体大差のない概算見積もりをきめまして、この概算額を支払つてなければならぬ、こういうやうな方法を講じておりますので、精神をいたしましては附帯決議の御趣旨に反するものではない、こう考へて実は立案をしておるやうな次第でございます。

○北山委員 この附帯決議の精神は、ただいま大臣からおあげになつたやうな、現在の土地収用法にある例の緊急の一時使用ですか、あの制度のやうなものをやつてはならないといふことじゃなくて、土地収用法といふものは今お話の一時使用といふのがすでにあるのですから、権力によつて被収用者の私権をそれ以上に制限するやうな、そういう方向をやつてはならぬといふ意思と解されるわけですね。そういう精神からいふならば、今度の法案の内容といふものは、被収用者の利益擁護といふよりは、むしろ起業者が土地の取得を容易にする。しかも、意思に反して権力的にやるわけですから、たとえば概算の補償額については、これは

一方面的な決定であります。被収用者が了解した補償額じゃない。補償額が決定しておるわけじゃない。概算の補償額を一方面的にきめさえすればやつてもよろしい、緊急裁決をやるんだ。現在の土地収用法にさらに一歩を進めて、公権力によつて私権を制約する、そういう方向に進んでおるといわざるを得ない。内閣委員会の附帯決議といふものはそういう趣旨じゃないでしよう。

私が特に残念に思ふのは、公共用地の取得の問題についてはその他にもたくさん問題がある。ことに今質疑の中にも現れておりますように、補償基準といふものが非常に不明確で、そして国民の利益が至るところで侵害をされておる。そういう補償基準といふものを公に公正なものに明らかにしていく。ものさしをしっかりとしていく。これがすなわち公共用地を取得することを非常に円滑にするゆゑなんだと思ふのです。こういうことが前提でなければならぬ。それをやらなければ、さしむき土地の取得をスムーズにするというやうな方向へ重点を置かれる、こういう調査会の答申は非常に遺憾だと思ふ。しかも、それはそういうことにならないうに、この内閣委員会の附帯決議だと思ふ。しかし、さらに建設省、政府が国会の意思に反して、そういうやうな方向だけ強調するやうな特別措置法を出してきて、これはまことに残念だと思ふ。むしろ先ほど来の質疑の中にあるところの、いろいろな補償に対する未解決の問題、これを解決をするということが前提条件で、それと合せてこれを出してくるというなら話はわかるのですけれども、切り離して、これだけ持ってきた。こういう

二〇

点は、どんなに大臣が言われましても、この内閣委員会の精神、国会の決議の趣旨に反しているんだ、こういわざるを得ないわけで、この点は非常に残念です。

そこで、この調査会の答申と関連を、一つの問題点は、従来の収用委員会というものがきわめて弱体なわけですが、これはたしか調査会の中にもそういう点があるわけですが、国の機関であつて、重大な公共用地の取得についての裁決をやるという機関でありながら、府県にこれが置かれて、事務局も持っておられないというような姿、これを直すことが、この政区の今度の措置の中にも当然入るべきだ。この収用委員会の機構、実力というものをそのまゝにしておいて、この重大な公共用地の取得というものを公正にやれると一体大臣はお考えになつておられるのか。

なぜ一体今度の措置法の中にこの収用委員会の強化充実という点を入れたのか。これは非常に問題だと思ふんだ。特に収用委員会の性格というものは、やはり私権を擁護するという立場から、仲裁的な中立的な性格、裁定機関みたいな性格を持つていなければならぬ。それが数人の委員会で、そして片手間にやるというようなやり方であつては、この重要な仕事は公正に円滑にいかないと私は思ふんです。なぜ一体今度の法案にはそういう点は改善されなかったのか、これを一つ大臣からお答えを願いたい。

○中村国務大臣 従来のこの土地収用法による収用委員会は、御承知の通り、各都道府県知事は、都道府県議会の同意を得て選任をされておりますし、またその審議をいたします会議等

も公開の法則で、公開をしてやっておりますので、私も、まあ一部に批判はあるようでございますが、大体公正に運用されておると思うのでござい

ます。ただ、この収用委員会に専門の事務局がないというところは遺憾な点でございます。この点は目下自治省と話をいたしまして、そういうような機関を設置するように運びたいと考えておるような次第でございます。

○北山委員 一体収用委員会の仕事は国の仕事でしょうか、府県の仕事でしょうか。

○中村国務大臣 もちろん国の仕事でございます。

○北山委員 その国の仕事である収用委員会というものが府県に置かれて、知事の所轄のものにある。そして国の委員、国の機関であるものが、都道府県の議会の同意を得て委員を選任するというような形で、一体いいものでしょうか。

やつてはいけませんから、それぞれ都道府県議会の同意を得て人選をする。こういうような方法によりましてやるのが、いろいろな物事に考え方もございまして、いろいろな角度から意見の余地もございまして、現在のところこれが一番地方民の立場を理解し、一般住民及びその地方の実情に即したような判定を下していただく上において都道府県ごとに収用委員会を持つというところが適切である。かように考えている次第でございます。

○北山委員 私、寡聞にして知らないのですが、それならば、一つの事業について二つの都道府県にまたがったような事業があるわけですが、そういう場合にはそれぞれの府県の収用委員会が違つた裁定、裁決する、そういうことでやつておられるのでしょうか。

○中村国務大臣 隣接をいたしましたような場合におきましては、もちろん委員会が異なるわけでございますが、隣接府県のことでもございまして、また委員会の人たちが隣接した地域の人たちでございまして、できるだけ調整をはかつて正しい補償方法の決定等をするにございまして、適正を期していただくことができるというように考えております。

○北山委員 大臣の答弁ですけれども、収用委員会の役割というものは、やはり現在のような段階では、十分な私権の擁護という立場、しかも、その裁決の内容というもののうちにも非常に技術的な内容を含んでいるわけであり、いろいろな条件をきめるのですから、非常にこれは高度なものです。そういうような内容を持った大事な仕事なんです。今の普通の常識でい

え

ば、もつともつと強力なものでなければならぬし、やはり全国ばらばらにあるのではなくて、中央に、——中央に集めるのがいいのか、あるいは府県にあるのを中央で調整する機関が必要か、それほど重要な仕事だと思ふのです。おそろくこれは、沿革的に収用委員会というものを軽く見て、知事のところへこれを置いて、府県にまかしてやらしたのだらうと思ふのですが、私は大臣が今でもそういう考え方でおられるというのなら困ると思ふのです。そういう点についても、もし御意見があれば承りたいのです。

さらに、大臣のお話であります、事務局は設置することが必要である、こういうお考えのようであります。ところが、自治省が反対しているようなお話であります。一体建設省として、もつと収用委員会を強化したいのだ、事務局も必要だと、こう考えておりますけれども、自治省の方でこれに反対したので、これができないのだ、こういう事情でございまいしょうか。

○關盛政府委員 ただいまお尋ねの収用委員会の専任事務局の設置の件でございまして、このことにつきまして、は、公共用地取得制度調査会におきまして、今後の公共用地の取得が相当に、土地収用法なり特定公共事業の認定によつて増大するということが予想せられますので、収用委員会の存在いたします府県の中で特定のものにつきましては専任事務局の設置をするような措置を講ずることが適当であらう、という答申をいただいておりますのでござい

ます。この点につきましては、政府部内におきましてわれわれも、自治省がこういう府県の機関の事務局の設置

のあんばいをお願いしておりますので、すから相談をいたしたのでございましてけれども、いろいろ自治省の方でも他に類似したような専任事務局の設置の要望等もあるようなのが現状のように承っております。従いまして、これは収用委員会の裁決までに至りました件数が、今日まで年間にいたしますと全国的に二十数件、三十件というふうな段階でありますので、この専任事務局の設置そのものについては根本的に反対ではございませんけれども、もう少し収用委員会の場において裁決件数が多くなるといふことによつて他の類似の専任事務局設置の要望とのけじめをつけた、今回の改正には見送りだ、こういうのが実情でござい

ます。

○北山委員 同じような問題について例の土地調整委員会というのがあります、これは実体はともかくとして、制度上は非常に重要視されている。ですから、収用委員会にしても、私は全国的に一つの強力なものを置いて、むしろその地方的なものについては臨時の委員を加えるとか、そういうような措置をとれば、明治時代はともかく、現状ではその方がむしろ能率的であるし、公正に運営ができるのではないかと、そういうふうな考えでおります。

それから、もう一つ気がついたこと

であります、第三条の第二項に「都道府県知事及び市町村長は、前項の起業者に対し、事業の用に供する土地の

取得について協力しなければならぬ。」「こういう規定があるのです。どうも政府は、知事や市町村長というものは政府の小使だというふうにお考えおるようですが、こういう規定は簡単のように見えますけれども、非常に困る場合があるわけですね。御承知の通り、知事や市町村長は地元住民の代表者なんです。公益の理由でもってある大きな事業が行なわれる、ダムが作られるというときに、それがその地元の住民にとってマイナスだ、住民が反対したとき、あるいは議会で反対の議決をしたときに、一体市町村長は住民の意思に従って行動すべきであるか、政府の機関としてその事業者の味方をすべきであるか、平重盛のような立場に置かれるわけですか。ですから、そういう立場に置かないように、こんなむだな規定を置かない方がいいのです。建設大臣はどのようにお考えでしょう。

○中村国務大臣 この条項は、他の立法例等も勘案をいたしまして、制定をいたしましたと思つて挿入された条項であります。もちろん都道府県、市町村の長は住民の利益のために地方行政を実施される機関でございますが、同時に、これらの国家的な事業につきましてその事務を適正に行なつてもらうというところは大事なことでございます。もちろん地方住民のために不当な処置を要請しているわけではございませんので、事務の運び方について御協力を願つておる次第でございます。他にもこの種の立法がございますので、やはりこの点協力をさせていただくことを明らかにしておく必要があると思いますので、かような条項ができましたような次第でございます。

○北山委員 これはむしろ事務の協力というならば、その事務に協力しなければならぬ、とすればいい。ある仕事についての、仕事をやれとかいうことは従来の収用法でもあるわけですね。そういうことの事務的な処理をするということならいいですが、ここでむしろ一般的な協力なんです。だからいけないのです。これをまじめに考えたら、とにかく起業、事業の認定があつて、土地の取得についてはその取得する方に協力しなければならぬという縛りがかけられている。ところが、市町村長というのは住民の意思によって動かなければならないのですから、板ばさみになつてしまふ。こういう規定がなくても、適当なときには、必要なときには協力するのです。自治体の長としての市町村長と、あるいは知事と、それから国が、こういう規定を置いたことによつてむしろ立場上一つつの矛盾が出てくる。この事務をやれとかあの事務をやれとかいう個々の問題だったら、それはまだ機械的にやればよろしい。一般的な協力をしろということは、むしろ個々の事務を指定するよりは幅を広げた考え方であつて、余分な義務を負わしてやる。そういう規定はない方がいいと思うが、どうでしょう。

○中村国務大臣 大体この特別措置法の適用をしようとする適用事業は、先刻来いろいろ御議論があり、また御説明申し上げましたように、きつめて国家的にも、社会的にも、国民あるいは住民の上に公共性並びに緊急度の高いものについて取り上げる次第でございますから、この地方の行政機関でござ

います都道府県知事及び市町村長に御協力を願うのが私どもは実は当然であると思つておるのではありません。ものは見方によつていろいろ相違があるわけでございますが、私どもはさような見地に立ちましてこの条項のあることがよろしい、こう考えておるような次第でございます。

○北山委員 公益といっても、共通な公益というのではなくて、ある場所においては非常なマイナスだろうということが現実にあるというところは、大臣御存じの通りであります。早い話が、大きなダムを作る場合に、電気がふえて得をする者もあるでしょう。一般的に、社会的に国家的にいえばプラスだといひましても、その水没地なり地元の市町村民からいへばこれはマイナスなんです。犠牲をはらうということなんです。だから、必ずしも普遍的にどこでも公益だとは限っていない。今のようには地域的にはやはりいろいろな不公平なアンバランスがある時期においては、いよいよはなはだしいわけなんです。従つて、その市町村の住民の利益と一般の公益、いわゆる公共的の利益と一般の公益、いわゆる公共的の利益が現実にあるということは、私が指摘するまでもないことです。ですから、一般的にこれはいいことなんだから市町村長は協力すべきである、という単純にはいかないわけですよ。こういう規定をわざわざ置く必要はないのです。もし必要な仕事を具体的にやらせるといふならば、これを具体的に書くべきだ。こういう一般的な義務を負わせるというものは、市町村長や知事というものは国の仕事なら協力するのはあたりまえだろう、こういうふうな非

常に安易な考え方で、地方自治の本旨を軽視している考え方だ。私は誤りが一つここにもあると思う。それから、あとたくさんありますけれども、また建設委員会等でお伺いすることにしたしまして、先ほどの税金の問題です。その補償に關する課税の問題なんです。これは大蔵省の人が来られていろいろかわかちませんが、一体公共用地を取り上げられるということは、普通の売買とは違ふわけですね。これは権力的に一方的にとられるのです。補償というのはいさういふ公法上の土地の取り上げに對する償いをくられるというだけであつて、それはもちろん売買ではないのです。だから、法律的な意味の譲渡ではないわけなんです。普通の損害賠償であれば非課税なんです。それを特に公共用にとられる場合に、それは譲渡所得だ、少なくとも一部については譲渡所得だといふので、売買と同じような課税をすること、これは法律的な解釈から見ても不当だと私は考える。建設省はどういう解釈をとつておられるか。あるいは大蔵省が来ておれば、その考え方を聞きたいのです。

○中村国務大臣 公共用地取得制度調査会の答申にも御指摘のような答申が行なわれておりますので、われわれこの法律を運用いたし、かつ特定事業の実施をすみやかにかつ円満に実行したいと考えておるものの立場からいたしますと、公共用地取得制度調査会で答申の中に入れておりました点につきましては、ぜひ実現をはかるように努力していきたい、こう考えておる次第でございます。

○北山委員 何百万円、何千万円も

らつても売りたいくないものを、とにかく取り上げられるのですから、これは一方的な権力による取り上げだ、売買じゃないのだという考え方からするならば、当然譲渡所得のような考え方では、当然譲渡所得のような考え方では、売買と同じように税金をかけるということ、これは、もつてのほかに、ことごとく、今までこういう誤ったことを大蔵省もやつておる。この点についても、建設大臣はわれわれの言つておるような道理に賛成のようなんです。道理に賛成しておつても、この法案にはそれが出しておらない。私は少なくともその点についてだけでも、今度の措置法案の中に調査会の答申が生かされておつたならば、これはほんとうにダイヤモンドのように光つておつただろうと思ふんです。そういうような被収用者に利益なこと、その利益を守るといふ点は、何だかんだと理屈をつけて、さつぱり入つておらぬ。問題は、その起業者に土地の取得が容易になるように、その方向で作られておる。その点は納得できないわけなんです。ですから、そういう今の税金の課税の問題にしても、大臣はそう思つておる。しかし、法案には入つておらぬ。政府が考えておらぬ、政策に反したことを現在の制度で行なわれておる。これを直してもらわなければ、われわれはこんな法案を通すわけにいかない。これも欠陥でございます。

それから次に、補償についても、何年も前から補償基準を作るべきだといわれておまして、いろいろ問題がある。ことに公共用地の取得などについて非常に問題なのは、公益と私益というものの複雑な関係があるわけであり、ダムによつても違ふ。ダムのよ

らつても売りたいくないものを、とにかく取り上げられるのですから、これは一方的な権力による取り上げだ、売買じゃないのだという考え方からするならば、当然譲渡所得のような考え方では、当然譲渡所得のような考え方では、売買と同じように税金をかけるということ、これは、もつてのほかに、ことごとく、今までこういう誤ったことを大蔵省もやつておる。この点についても、建設大臣はわれわれの言つておるような道理に賛成のようなんです。道理に賛成しておつても、この法案にはそれが出しておらない。私は少なくともその点についてだけでも、今度の措置法案の中に調査会の答申が生かされておつたならば、これはほんとうにダイヤモンドのように光つておつただろうと思ふんです。そういうような被収用者に利益なこと、その利益を守るといふ点は、何だかんだと理屈をつけて、さつぱり入つておらぬ。問題は、その起業者に土地の取得が容易になるように、その方向で作られておる。その点は納得できないわけなんです。ですから、そういう今の税金の課税の問題にしても、大臣はそう思つておる。しかし、法案には入つておらぬ。政府が考えておらぬ、政策に反したことを現在の制度で行なわれておる。これを直してもらわなければ、われわれはこんな法案を通すわけにいかない。これも欠陥でございます。

それから次に、補償についても、何年も前から補償基準を作るべきだといわれておまして、いろいろ問題がある。ことに公共用地の取得などについて非常に問題なのは、公益と私益というものの複雑な関係があるわけであり、ダムによつても違ふ。ダムのよ

うな場合であります、実際に土地をとられる水没にかかるような土地以外の、その付近の住民に対してもマイナスになる。水没にならない部分、取り残されて湖水のはたにばつんとある農家というものは非常な生活上のマイナスですけれども、それに対しても補償がない。それが今までの建前でしょう。そういう点も直さなければならぬ。それから、道路なんかについてみれば、道路を通したために、その付近の道路にからない土地の所有者はプラスになるわけです。公益だか何だか知りませんが、とにかくそういうふうな一部の人は非常な利益を占める。それにかかった人は損をするというふうな、非常なアンバランスが出てきておる。そういう根本問題に対する基本的なものさし、基準というものを作らなければ、こんなものは出せないと思うのです。ですから、そういう補償基準とか、そういうものについて、もっと検討を加えて、それを出すと同時に、この全体の公共用地の取得について、これをスムーズにやれるような、被収用者の方も納得ができてやれるような法案に作りかえて出してくる方が道理にかなっておると思うのです。建設大臣はどのようにお考えですか。

○中山委員 あと一つお伺いします。もう一つこの補償についての重要な問題は、土地の値上がりなんです。ほとんど値上がりをする。そこで、先ほどの質疑の中にありましたように、緊急裁決の時期いかによって、その時価によって補償がなされるというこゝたになれば、損するということも起こるわけです。要するに、一年の間に何割も土地の値段が上がるというような場合に、このような公共用地をこういう方法でとるといふことは、土地の値上がりが非常なことになるわけですね。この問題は、昨年以来政府としても、土地の価格の非常な値上がりというものを対する対策を立てるのだということを再々言われておりましたが、一体政府はどのような具体的な対策をやろうとしておるのか、またやっておるのか。その具体策を伺いたい。

○中山委員 限られた国土で産業が発展し、経済力が増強して参りますにつれて、土地の値段が上がるということはある程度やむを得ない次第でございます。特に近年大都市周辺における宅地価格の暴騰につきましては、いろいろ検討を続けておる次第でございます。そこで、俗に申します宅地造成法というような法律も目下研究をしておるのでございます。しかし、現在の憲法及び日本の制度下におきましては、宅地価格の高騰をいたしませんように措置することはなかなかむずかしい問題でございます。実は頭を悩ましておるような次第でございます。しかし、われわれの方としては、実はいろいろな知識を動員いたしまして、今後とも研究を続けて参りたい、こう思っておりますが、現在のところそう

○中山委員 私には先ほど申し上げたのですが、要するに、こういうような法案をでっち上げというか、出してくる前に、前提として政府がやるべき施策が、三つ四つあげたんですけれども、たくさんある。そういう点で、このままじゃなく、修正しなければならぬ点があるだろうし、それから、それ以外に必ず必要な、それに伴って急いでやらなければならない、できればこの国会でやらなければならないというものもあるわけです。そういうことを私は指摘したわけです。従って、根本的にいえば、この国会でこの案を通すということは、私どもどうも賛成できないような気持になるのです。そういうような気持になるのです。そういう気持を率直に申し上げざるを得ないのですが、きょうは時間ありませんから、以上の点だけを申し上げて、一応私の質問は終了します。

○加藤委員長 建設委員会農林水産委員会連合審査会はこれをもって終了いたしました。これにて散会いたします。午後五時三十四分散会

昭和三十六年五月二十六日印刷

昭和三十六年五月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局